

平成18年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

平成18年7月5日（水曜日）

議事日程

平成18年7月5日（水曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

出席議員（30名）

1 番	行 重 延 昭 君	2 番	原 田 洋 介 君
3 番	河 杉 憲 二 君	4 番	高 砂 朋 子 君
5 番	斉 藤 旭 君	6 番	横 田 和 雄 君
7 番	弘 中 正 俊 君	8 番	藤 本 和 久 君
9 番	山 本 久 江 君	10 番	重 川 恭 年 君
11 番	三 原 昭 治 君	12 番	木 村 一 彦 君
13 番	安 藤 二 郎 君	14 番	平 田 豊 民 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	藤 野 文 彦 君
17 番	山 根 祐 二 君	18 番	今 津 誠 一 君
19 番	伊 藤 央 君	20 番	松 村 学 君
21 番	佐 鹿 博 敏 君	22 番	大 村 崇 治 君
23 番	河 村 龍 夫 君	24 番	山 下 和 明 君
25 番	馬 野 昭 彦 君	26 番	深 田 慎 治 君
27 番	山 田 如 仙 君	28 番	中 司 実 君
29 番	田 中 健 次 君	30 番	久 保 玄 爾 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	嘉村悦男君
収入役	林甫君	副収入役	内藤和行君
財務部長	中村隆君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（久保 玄爾君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。24番、山下議員、25番、馬野議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしく申し上げます。

これより質問に入ります。最初は、17番、山根議員。

〔17番 山根 祐二君 登壇〕

17番（山根 祐二君） 公明党、山根祐二でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

火災警報器につきましては、昨日の先輩議員の質問に多少重複する部分がありますが、お許してください。

さて、全国で昨年1年間に起きた火災は約5万7,000件にも上り、2,200人の

方が亡くなっています。特に住宅火災での死者が多く、全体の6割以上を占めています。また、住宅火災の死者数は3年連続で1,000人を超えており、特に昨年は1,223人と、データが残っている1979年以降で最悪の状態です。消防白書によりますと、住宅火災の死者数は増加傾向にあり、住宅火災による死者の半数以上が65歳以上の高齢者であることを考えると、今後の高齢化の進展とともにさらに住宅火災による死者が増加するおそれがあります。

住宅火災では、住人が就寝中などで気づかなかったり、たとえ気づいたとしても、逃げおくれでしまい、煙に巻かれるなどして亡くなるケースが多いと言われています。実際、火災警報器を設置していた場合としていなかった場合を比較してみると、死者発生件数は約3倍の差が出ると言われています。

平成16年の消防法改正により、新築住宅は平成18年6月1日、既存住宅は市町村条例で定める日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置維持が必要となります。既存住宅については、防府市では平成23年6月1日までに設置が義務づけられています。義務づけが先だとしても、火災はいつ起こるかわかりません。積極的に設置を推進していくべきと考えます。そうすることが市民の財産と生命を守ることになります。

住宅用火災警報器は逃げおくれ防止の観点から一般住宅の寝室及び階段の2階部分、これは2階に寝室がある場合のみに取りつけることが義務づけられています。住宅用火災警報器の設置対象となる住宅数は膨大であり、また、基本的には個人みずから設置維持するものであるため、広報、普及・啓発活動が必要です。特に高齢者世帯については、地域に密着した団体等による活動が重要となります。

平成16年度防府市内での火災発生件数は65件で、前年より16件増加しています。また、火災による損失は約1億1,000万円、罹災人数は73人、死者は4人です。より多くの人々が法律にのっとり火災警報器の使用が促進されれば、不幸な目に遭う市民や失う財産を守ることができます。

では、この火災警報器はどこで買えばいいのか、どのくらいの値段のものなのか、設置方法はどうかなど、行政としては市民に制度の内容を広く告知していただきたいと思っています。消防設備業者やホームセンターで買うことができ、取りつけも特別な資格は必要ではなく、難しくありません。価格は種類により異なりますが、数千円から1万数千円くらいです。このようなことを早めに市民が知ることで、さまざまなトラブルを回避できる場合もあります。早めの広報活動を行い、市民に認知していただきたいと思っています。

普及啓発活動については、どのように取り組むのか。特に法律の改正時に便乗した悪質な訪問販売が懸念されますが、その対応についてお尋ねいたします。

次に、火災警報器に限らず、最近リフォーム詐欺や振り込め詐欺のほか、先物取引、資格取得等に関する電話勧誘など多くの被害が発生しております。認知症のお年寄りや知的または精神的に障害のある方などで判断能力が不十分な方に対して、財産管理や身上看護についての契約や遺産分配などの法律行為を自分で行うことが困難な方々を保護し、支援する制度として成年後見制度があります。高齢者をねらった悪質商法から高齢者を守るためには同制度の活用が極めて重要です。同制度を利用しやすくするために昨年、平成17年8月、厚生労働省は市町村長が後見人を立てる場合の要件を大幅に緩和することを決定しました。それまで4親等以内のすべての親族の存在を確認することが条件とされていたものを2親等までに簡略化し、市町村の負担を大幅に軽減しました。

また、特に費用負担が困難なことなどから利用が進まないといった事態に対応するため、平成13年に成年後見制度利用支援事業を創設し、市町村が後見人を立てる場合に経費を国庫補助しています。本市におきましても、高齢障害課が窓口になり、この事業を行っています。成年後見制度につきましては、一般質問の初日、先輩議員より質問がありましたので、それとは別に類似した事業として、地域福祉権利擁護事業について質問させていただきます。

本市では、主として社会福祉協議会が行っているようですが、内容としては高齢障害課に関連性が高いように感じられます。高齢者福祉として地域包括支援センターの取り組みをお聞かせください。

次に、公園の整備についてお尋ねいたします。

最近、介護予防などに役立つ高齢者向けの遊具を導入する公園が各地で増加中です。東京都江戸川区の公園では、昨年介護予防のためのシニア向けリフレッシュ遊具2基が新設され、ラジオ体操の前後や昼間に孫と一緒に遊ぶついでにストレッチ運動などに取り組む高齢者が目立ち始めています。名古屋市内には健康遊具を導入して、健康広場コースを開設している公園もあります。各市の公園での高齢者向け健康遊具の導入は、背伸ばしベンチなどの初歩的なものから十数種類からなる本格的な介護予防公園など千差万別ですが、各自治体の創意工夫で着々と進んでいます。

国土交通省の2004年都市公園の遊具施設に関する調査では、3年前の調査に比べ、ゆりかご型ブランコ72%減、吊り輪42%減、回転塔17%減と減少する一方、健康遊具は33%増と公園遊具の中ではトップの増加率を示しております。国の介護保険に関する考え方も予防介護という考え方になっております。高齢者が使いやすい大人の公園を本市にもつくってはどうか。

市街地の中心に位置する桑山公園のふれあいの広場には、高齢者健康の道の案内板があ

ります。散歩する年配の方々も多く見られます。現在、遊具は滑り台のみです。そこで、桑山公園に高齢者の方々が散歩の合間に利用できる高齢者向け健康遊具を設置してはいかがでしょうか。大人の目があり、子どもたちが安全で安心して遊べると同時に、お年寄りも元気はつらつと集えるモデル公園となるのではないのでしょうか。好評ならば市内他の公園にも設置を拡大していくことも考えられます。当局の御所見をお伺いいたします。

また、桑山公園は都市公園として多くの市民に利用され、親しまれている公園であります。市庁舎からも非常に近い距離にあります。ふれあいの広場は特に春のお花見時期には多くの人の憩いの場となっております。普段公園に行かない人でも職場やグループの花見で利用したことがあるのではないのでしょうか。

さて、公園内にある4カ所のトイレのうち、3カ所は水洗トイレであります。しかも、多目的トイレです。しかしながら、この広場のトイレは公園内でただ一つのくみ取り式であります。一度でも利用された方は不思議に思われるでしょう。果たしてこのままで女性や子どもに対してやさしい公園と言えるのでしょうか。ぜひこのトイレの水洗化をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 17番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは公園の整備についての御質問にお答えいたします。

1点目の桑山公園ふれあいの広場に高齢者健康遊具を設置してはどうかという御質問でございますが、御指摘のように、近年、介護から予防へと移行しつつある高齢化対策の一環として、介護予防に役立つ高齢者向けの健康遊具を設置する公園が増え始めております。本市では健康づくりをかねた遊具施設として、向島運動公園の散策路に平行棒、腹筋台、ストレッチ体操用のベンチ等を設置しており、また、大平山山頂公園には足の裏のつぼを刺激し、健康によいとされる健康歩道も整備しております。

御指摘の桑山公園は、散策やレクリエーション等に多くの市民の方が利用され、親しまれている公園であります。このことから、どなたでも利用でき、特に高齢者が安全で気軽に遊具を使うことで介護予防にもつながるような遊具の設置について早速検討してまいりたいと思っております。

2点目の桑山ふれあいの広場のトイレの水洗化でございますが、桑山公園は御指摘のように、市の中心部に位置し、多くの市民に親しまれ、市の顔となっている都市公園でありますことから、年次計画のもとに一連の整備を続けてまいりました。きめ細かなメンテナンスに注意も払ってきたところでございますが、環境や衛生面の観点から御指摘のトイレ

の水洗化については、ごもっともな御意見であると考え、前向きに検討してまいりたいと存じております。

残余の御質問につきましては、消防長、健康福祉部長より答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（山根 祐二君） ただいま市長から向島公園、大平山山頂公園の例を挙げていただきまして、桑山公園についても早速検討するという前向きな答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。また、トイレについても前向きに検討するという御返事をいただきまして、非常に喜んでおります。

現在の時代背景というものをやはり我々は理解して、こういう市民からの意見に対応していかなければならないと思っております。昨年、2005年、国勢調査が行われました。その結果として、今年6月30日に総務省から国勢調査抽出速報集計というものが発表され、明らかになったことがごく最近の新聞に掲載されております。大見出しは、少子と高齢、世界最速というものです。これによりますと、人口減少時代に突入した日本は、65歳以上の高齢者の割合が21%、世界最高であります。一方、15歳未満の割合は13.6%で、こちらは世界最低であります。1980年の日本の高齢化比率は9.1%、当時先進7カ国で最も低く、いわゆる若い国でありました。それから25年、わずか四半世紀で、11人に1人であった高齢者が5人に1人となり、一気に世界で最も高齢化が進んだ国になりました。

また、調査から65歳以上でも雇用者として働いている人の数が252万人に上ることがわかり、2000年と比べ約20%、44万人も増えています。特に後期高齢者と呼ばれる75歳以上が増えており、働き続けたいと考える人が目立っています。また、国は高齢者雇用を後押ししており、労働人口の確保や公的年金支給年齢引き上げをにらんで、改正高年齢者雇用安定法を4月に施行し、企業に対し、1、定年の引き上げ、2、定年退職後に再雇用、3、定年制の廃止のいずれかを実施するよう義務づけております。そのような時代背景があり、健康な高齢者が求められるわけです。

したがって、壇上で述べました健康遊具、これは介護予防としてその設置を積極的に前向きに取り組む必要があるのではないのでしょうか。これは市長に前向きな答弁をいただきましたので、その実施を心待ちにしておきたいと思っております。この項については以上でございます。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は火災警報器について。消防長。

消防長（松永 政己君） 住宅用火災警報器の普及啓発活動はどのように取り組むのかの御質問についてお答えいたします。

住宅用火災警報器の設置義務化につきましては、議員がおっしゃいましたように、昨年の6月議会におきまして防府市火災予防条例改正の議決を経まして、新築住宅につきましては本年6月1日から、既存住宅につきましては平成23年5月31日までに設置するように定められております。

既存住宅への火災警報器の普及、啓発活動につきましては、市広報、ホームページ、ケーブルテレビ等のメディアを利用した広報及び自治会の集会、出前講座等におきまして全国で住宅用火災警報器を設置したことにより、大事に至らなかった事例あるいはぼや程度で済んだ事例を紹介し、住民の皆様方に御理解をいただきながら普及させていきたいと考えております。

また、悪質訪問販売対策についてでございますが、全国で発生しております悪質訪問販売の手口や見破るポイントの紹介、火災警報器がクーリングオフ制度対象品であること等を普及啓発活動時にあわせて紹介したいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（山根 祐二君） 広報については5月1日の広報ほうふ、またインターネットのホームページで告知広報なされております。ただいまの答弁で自治会の広報、それから出前講座あるいは事例紹介なども行っていただいておりますという答弁をいただきました。

聞いてみますと、広報もすべての方に見ていただくとよいのですけれども、なかなか市民に対して周知徹底されないという部分がありまして、これについては執行部も御存じのことと思います。

そこで、財団法人の日本防火協会が発行しております火災警報器PRハンドブック、ダイジェスト版というのがあります。これは消防長も御存じのことと思いますけれども、これは火災警報器の設置方法やメンテナンスを非常にわかりやすく解説しております。このダイジェスト版を広報ほうふとあわせて全戸配布してはいかがかと思っております。あるいは年配の方々の目にとまるように、自治会の回覧での広報あるいは民生委員による呼びかけというを行うという方法もあるのではないかと思います。もちろん費用を要することでありましてけれども、壇上で述べましたように、火災警報器を設置した場合とそうでない場合の比較では、死者発生件数に3倍の差が出るわけですので、失う財産、人命にはかえられないと思います。この点についていかがでございましょうか。

議長（久保 玄爾君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 市内の全世帯についての広報を考えておりますが、市内全家庭に対する広報につきましては、自治会の回覧板による広報を計画しております。回覧の内容につきましては、図解入りのパンフレット、今、議員がおっしゃいましたこれがダイ

ジェスト版でございます。これ等もあわせて回覧というふうなことも考えておりました、また、全国で発生しております悪質訪問販売についての注意を促すものを考えております。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（山根 祐二君） 回覧や今のハンドブックについても計画があるということで、大変安心して見守っていきたいと思っております。また、クーリングオフ制度についても先ほど説明がありましたけれども、やはりそういうトラブルについて相談窓口というものここですよということを示していくというのも非常に市民にとってはありがたいことかなと思いますので、今の広報活動を続けていっていただきたいと思います。

この項については以上でございます。

議長（久保 玄爾君） それでは次は、地域福祉権利擁護事業について。健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 御質問の地域福祉権利擁護事業でございますが、福祉サービスを上手に利用できないことから身の回りのことが十分できなかつたり、日常生活に必要なお金の管理に不安を抱えておられる方々が地域で安心して暮らせるよう支援する制度として、山口県社会福祉協議会が事業主体となり実施をいたしております。防府市、山口市を圏域として山口県社会福祉協議会から山口市社会福祉協議会が基幹となり、業務委託を受けまして、防府市社会福祉協議会において相談、支援を行っております。

また、地域包括支援センターは、高齢者の方の権利を守るため、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な視点から支援を行うものです。その支援を行う過程で、特に権利擁護の視点から、地域福祉権利擁護事業などの権利業務を伴うものは、社会福祉協議会と連携し、相談・支援を提供することによって高齢者の地域での生活の維持を図ることとなります。

これまで多くの相談を受けており、地域福祉権利擁護事業につなげることにより高齢者の生活を支援してまいりました。また、市民への広報活動といたしましては、制度の周知を図るため、社協だよりや地区研修会の中で普及啓発を実施しております。

今後、高齢化に伴う処遇困難ケースの増加も想定されますので、地域福祉権利擁護としてかわる業務内容も多岐にわたってくると考えられますので、地域包括支援センターと社会福祉協議会との連携を強化することにより、高齢者が地域において安心して暮らせるよう努めてまいりたいと考えております。

議長（久保 玄爾君） 17番。

17番（山根 祐二君） 今回、一般質問で私、3点ほど大きい項目を質問いたしましたけれども、公園整備、火災警報器、ただいまの地域福祉権利擁護事業、これ、いずれもやはり高齢者が今、非常に増えてきているという時代背景に起因しているのではないかと

思います。今からますますそういう状況が顕著になってくるというふうに思われます。

この地域福祉権利擁護事業というのは、今、御答弁にありましたように、社会福祉協議会が主として行っているものでありますので、答弁にありましたように、そこと福祉協議会と連携して相談に対応していきたいというので、そういう事業をしっかりと進めていただきたいと思います。

成年後見制度につきましても、地域福祉権利擁護事業につきましても、今から非常に求められるものではないかと思っております。やはりその策を求めるといふか、助けを求め市民にとりましては、やはり窓口というのをなかなかこれはこっち、これは市役所、これは福祉協議会というのもわかりにくいという部分はあるのではないかと思います。そういう意味では、ただいま言われましたように、連携をとって相談に対応していただきたい。実際に現場に入り込む高齢障害課というのが一番そういう情報をキャッチできるのではないかと考えております。しっかりその相談の方々に親身になって対応していただきたいというふうに思っております。

そういう対応を要望して、質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、17番、山根議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、20番、松村議員。

〔20番 松村 学君 登壇〕

20番（松村 学君） おはようございます。明政会の松村でございます。

執行部におかれましては、連日御丁寧な御答弁をいただきまして、大変恐縮しておりますが、時間も厳守となっておりますので、できるだけ簡潔な御答弁をよろしく願いいたします。

それでは、松浦市政3期目の続投に当たり、改めて単独市政を貫くことについて市長の御所見をお伺いします。

このたびの防府市長選挙を振り返ってみますと、序盤は合併についてはっきりとした双方の論点が見えないという形でしたが、選挙戦直前に松浦市長が任期中の合併はないと、合併反対の色を明確に打ち出したため、最終的には合併の是非を問う形になりました。その結果、現時点として防府市は単独市政を望むということになりました。この結果について、私の感想としては、合併のメリット、デメリット、単独のメリット、デメリットが論じられるのではなく、合併のデメリットのみが市民の中で論じられ、浸透していったことについて大変遺憾に思うところであります。

さて、私は半年前の12月議会において、山口市の市長が渡辺市長に変わったことにお

いて、県央30万人の中核都市づくりに向けた市としての考え方、これからの対応についての御見解をお聞きしました。その半年前の記者会見での発言や御答弁として、市民理解が第1、防府のためにならない合併なら強引に進めようとは思わない。また、だめになるような合併話を進めるわけにいかないとしながらも、合併は究極の行政改革、県央合併による中核都市は必要との考えを持っており、いつでも話はするつもりだ。夢と希望の持てる合併なら異論はない。時代は物すごいスピードで変化している。リーダーとして起こり得る変化には柔軟かつ的確に対応しなくてはならないと、まさに条件次第でという市長の柔軟な姿勢がうかがえました。

ところが、5月の選挙に入った途端、単独市政を再度強調され、当選後の記者会見でも合併問題は2年前に終わっている。任期中の合併はあり得ないと、どの報道機関にも断言されています。私が思うに、防府市が選択したこの軌跡は、これから先10年後を考えますと、もはや防府市を1つの軸に置いた県央中核都市形成は困難であると思わざるを得ません。

これから社会情勢は激しいスピードで刻々と変化し、その変化に即座に対応していかなければならない市全般の行政サービスを市民よりあずかっている防府市として、イバラの道かもしれませんが、市長はじめ執行部の皆様におかれましては、何としても防府を守っていただきたいという思いから、単独市政を続行するに当たり、5点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目として、任期中に合併はないと合併反対を公約に3期目の当選を果たされたことについて、その責任をどのように考えられているのか、お伺いいたします。

2点目として、山口市の渡辺市長は、松浦市長が当選された後、合併のハードルが高くなったと述べながらも、30万都市形成は断念しないと強調されています。今後、必ず渡辺市長からのコンタクトがあると思いますが、市長はどのように対応されるのか、お伺いいたします。

3点目として、国の行革プランや県知事の発言にもありますが、今後の地方自治体に対しては、合併をしたところを中心とした支援体制に変わってきます。本市の県内における人口別ランキングにおいても、周南、岩国に抜かれ、4位から6位に転落し、県内における本市の地位もこれから下がっていくと予想されます。とすれば、本市における国・県の補助事業や事業の優先採択において困難になり、防府市の現在行われている事業、これから行われる事業にかなりの影響が出てくると思います。

本市においては、幾ら財政状況がよいといっても、現在数百億に上る国・県の補助事業の継続はされており、本市の根幹になる環状1号線などの大型ライフラインの整備、重要

港湾の整備などに努めていただいているわけですが、市としてこのような状況をどのように考えられ、今後の対策を考えられているのか、お答えください。

4点目として、単独市政のメリットとして、一般的に小回りができる行政体の形成とされています。単独市政を行う利点を最大限引き出さなければ単独市政の失敗の事例の一つになってしまうと思います。よく市長が言うぴかっと光った防府市、防府らしいまちづくりということなのでしょうが、実際そのために考えられている市長の具体的なビジョンとプランはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

最後に、防府が生き残っていくために激しい都市間競争に勝っていかなければならないのは皆様の目指すところであると思います。そのためにも企業誘致、ホテル、テナント誘致、企業の撤退を抑えていく、外貨を市で獲得していくような仕掛けをつくっていく、観光の誘導を図っていく。以前3,300あった自治体が今は1,800になったわけです。これからはもっとさらに都市の競争がしのぎを削る状況になってきます。今以上努力しなければ防府は大都市に飲まれ、防府市の存在、知名度も低くなる。また、そういった問題に総力を挙げて汗をかかなければ、防府がぴかっと光らないわけであります。

それでは、防府市を全国レベルまで高めていくため、具体的にどういう政策的誘導を図られていくのか、お尋ねいたします。

最後から3点は、単独市政で進んだ場合の課題として一般的に論じられていることでもあります。防府市が単独で元気な活力を保つためにも、少なくともこの3つの課題をクリアしなくては、とてもぴかっと光った防府ができないわけです。特にこの3つに対して夢のある御答弁をよろしくお願いいたしまして、以上5点、壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 20番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 単独市政継続についての御質問にお答えいたします。

まず、公約について及び山口市との対応についてのお尋ねでございますが、合併につきましては、所信表明において申し上げ、また、本議会の一般質問においても何度もお答えしておるとおりでございますが、私はさきの県央合併については情熱をもって取り組んでまいりました。まさに防府市として百歩譲る形で協議を続けてまいりましたが、相手様のあることございまして、さらなる譲歩を求められた中で、これは到底市民の皆様のお理解を得ることができないものであるとの判断で、このことを申し上げたところ、協議会は休止され、結果としてこれまでどおりの単独市政を継続することになりましたことは、幾度となく申し上げておるところでございますが、皆様御承知のとおりでございます。

県央部は千載一遇のチャンスを逃したと何度も申し上げておりますが、この時点で県央

合併は区切りがついたものと私は考えております。山口市におかれては、新市を発足されてまだ日も浅く、その市政運営もはっきりとは見えておりません。本市としましては、その状況をしっかり見きわめることも必要であるのではないかと考えております。

また、申すまでもございませませんが、合併はお互いが相手の立場に立って取り組むことが大切でありまして、昨日も申し上げておりますが、その信頼関係と姿勢が平等でなければ成り立つものではございません。今はそれぞれのまちづくりに取り組んでいる大切な時期でありまして、新たな合併協議は考えられないところでございます。

次に、国・県の優先採択についての御質問でございますが、事業採択への影響に対して何か対策はとのお尋ねでございますが、国・県を通じた財政環境の厳しさは、議員、御指摘のとおりでありまして、限られた予算の中での事業採択となりますことから、本市に限らず、多少なりとも影響が出てくる可能性はあるものと思っております。

このような状況下でございますので、国・県への要望も去ることながら、事業そのものの必要性や効果などを理解していただくことが一層重要になるものと考えておりまして、今後とも魅力ある地域の特色を生かした事業の展開等について研究し、本市のまちづくりに努めてまいりたいと存じます。

次に、防府らしいまちづくりのための政策について及び単独市政後の都市間競争に備えた戦略についての御質問、御指摘でございますが、私は市長就任以来、「市民が主役の市政」を念頭に、「コンパクトで、安全・安心、快適で防府らしいまちづくり」を理念として、その実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりました。このため、いち早く行政改革に取り組み、行政のスリム化や財政の健全化に努めてまいりました。その成果は着実にあらわれており、一定の道筋がついてきたところでありまして、積極的な施策を展開する環境が整いつつあると考えております。

本市には豊かな自然があふれ、佐波川のはぐくむ県内随一の平野を擁し、また、古くから政治や経済の中心地として栄えたまちであり、歴史と文化に彩られたすばらしい財産もあります。一方、産業においては、塩田跡地を中心として製造業などの産業が集積し、製造品出荷額は県内トップクラスでありまして、また、県内唯一の重要港湾、国際港湾でもあります三田尻中関港は 県内随一と申し上げます、重要港湾、国際港湾である三田尻中関港はヨーロッパ、北米、アジアなどへの輸出の拠点として、空港も含めた全国港別輸出額において第19位という実績を誇っております。そして、何より本市は12万人の市民を有しております。これら本市の持つ潜在能力は近郊の他市に勝るとも劣らないものと確信しております。

防府らしいまちづくりとは、この人的、物的な資源を最大限に活用し、生活実感の向上

や共同体意識の高揚、地域経済の活性化を通じ、市民にとって誇りと愛着が感じられ、存在感のあるまちにすることだと考えておりまして、その具体的方策は第三次防府市総合計画後期基本計画とこの計画を補完する実行計画、防府元気プランに取りまとめ、お示しをいたしているところでございます。

私は、引き続き、自分たちのふるさと自分たちの手で守り、育てるという強い信念のもとに、さらなる行政のスリム化や財政の健全化のため、行政改革などを継続するとともに、市民参画と協働をさらに推進し、市民とともに歩み、しっかりとした市政を運営し、夢のある、誇りの持てるまち、住んでみたいと思われるまち、そして、存在感のある「元気が織りなす大好きなふるさと防府」の実現に向け、全力を傾注してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） 御答弁ありがとうございました。

1点目の方から質問させていただきますが、半年前は確かに名も家も捨て、百歩譲って百一步譲れない、こういうふうに言いながらも、合併は究極の行政改革だと私は思っていると。未来においては、いずれにおいては必要であるというような考えを持っておると、こういうふうに言われておったんです。つまり、本当に向こう様、相手様があることだからと。相手様が折り合えばそのようなこともなくはないと、このような市長の主張だったと思うんですが、なぜこういう半年の間に強行的な合併反対という色に押し切るに至ったのか、その辺の経緯と申しますか、お気持ちの変遷と申しますか、その辺を少しちょっと教えてください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 気持ちは何も変化しておりませんよ。私は常に、議員が議席を有しておられた時分からも県央合併については相手様のあることで、どこの相手様ともきちっとしたお話し合いをしていくことがまずは大事なことで。最初に合併ありきかというような質問をいただいた時期もございましたが、いや、決して最初に合併ありきではありませんと。相手様の意見をよく聞いて、そして、防府市の立場をしっかりとお伝えをして、そして、お互いの合意点が見出されたときに初めて合併協議が成り立っていくんだと。そのことについて市民への情報もしっかりお伝えをしながら、逐次進めてきたところでございます。

まことに残念ながら、平成16年4月26日に合併協議会は第17回をもって休止という形になって、その後あちらの皆様方はさらなる新しい別の合併協議会をつくられて合併を進め、合併されたわけでございます。したがって、あの段階で合併の協議は終了し

たと、終わったということ私を私は常に申してきております。

しからは、これからどうなるのかということに対しては、それは常に流動的なものを含んでおることは当たり前のことでありまして、私は、市民のほかの方々もよく言われるところでございますが、周南市もお隣でございますし、新山口市さんもお隣でございますし、これからのいろいろな話をしていくときには、常にお隣同士というものは意識の中に入ってくるのは当然のことだろうと私は考えているわけでありまして。

しかし、両隣の両市ともまだ新市になられて日が浅く、いろいろな問題も内蔵しているやに承っているところでありまして、いわば人と人の結婚という話で考えてみるならば、適切な表現かどうかはわかりませんが、釣書が、まだその内容が十分できていないということも言えるのではないかと、相手様がですね。そういうふうな状況の中で、今早々とあれだけのエネルギーを使い、あれだけの人的エネルギー、物的エネルギーを費やしてきた合併協議をまたまたすぐすぐ再開していくというようなことを安易に考えていくわけにはまいらないと、こういう主張でずっときていたわけでありまして。

そこへ、そういうふうな考え方の市長ではけしからんと、市長の首を取りかえて、合併に一気に持っていかなければならぬのだと、こういう形で戦が挑まれてきたわけなんです。戦が挑まれてきたわけで、挑まれてきた戦は、これは受けて立たなくてはならないわけですね。受けて立つ過程の中において、いろいろな議論がそこで起こってくることは当然のことでありまして、市民のお立場からすれば、平成16年のあの判断は間違いではなかったんだよと。松浦さん、しっかりしなさいよと、これからも期待しておりますよと、そういう方々の御支援のもとに私の今回の勝利があったと。そして、私はこれから4年間、市政をおあずかりする立場に立っているわけでありまして、昨日も申し上げたところでございますが、あらゆる公約に最優先する公約がこのことでありまして、私は市民の皆様方の御期待を裏切ることは断じてできない、そういうスタンスに立っておることは当然のことです。何も別に心変わりをしておることではございません。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） 先日の御答弁にもありましたし、今、言われたように、釣書ができる状態になるまではそれぞれのまちづくりに専念しなくてはと、こういうお考えだと思います。

では、逆にお聞きしたいんですが、相手様がどうかはわかりませんが、少なくともこの防府市がそういう釣書ができていくような状況になっていく時期というのは大体いつごろぐらいなのか。当然マニフェストをきちっとつくっておられるし、市長さんですか

ら、時期的なことというのもあらかた想定されているのではないかと思うんです。

それともう一点、この任期に限らず、松浦市政である限り合併というのはもう考えられないと、こういうことになってくるのか、その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 俗な言葉で言う釣書でございますが、いつごろできるのかと、用意できるかと。私は当面用意する気は全くありません。これは、結婚話がありもしないのに、そんなようなものをつくっている必要もないわけでありまして、そのような時間があれば、少しでも市民福祉の向上のためにエネルギーを全職員が費やしていくことが責務であると、このように考えているところでございます。

それから、2点目は何でしたか。（「この任期に限らず、松浦市政……」と呼ぶ者あり）

今、私は3期目のスタート台に立っておる直後でございますので、これから4期目、そしてまた5期目があるのかどうなのか、私には皆目検討もつかないことでございますので、仮説のことについてお答えすることは控えたいと、そのように思っております。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） 新聞紙上でも言われていますけれども、もう一度だけちょっと確認させてください。任期中はどねえなことがあっても……失礼しました。言葉が適切ではございませんでした。どんなことがあっても任期中合併はないと言い切れますか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 相手様のあることですから、防府市の立場が限りなく市民の皆様へ御理解をいただけるようなお話であると、こういうふうには私や皆様へ御判断になる。そして、住民投票に付して市民の皆様方がそれでいいと、こういうふうにおっしゃられるようなことになれば、それは合併は当然起こってくることでしょね。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） 首長さんが言う言葉というのは、かなり責任があると思うんです。やはり一字一句、言うならば我々もその一字一句に対していろいろなつけ口があると思いますけれども、ただ、それだけ用意周到にやっぱり言葉を選んで発言しなくてはならない。私から見れば、これからどんなことがあっても合併がないと、こういうふうには私は受けません。多分市民もそのように考えられていると思います。

では、もう一つお聞きいたしますが、今、現時点で、この当選を受けまして、市民はど

ういうふうな考えになっているのかというのを市長さんの御見解としてお聞きしたいんですけれども、どちらかを選んでください。二度とこれから先合併してほしくないという市民は思っているのか。それが、今までの条件では合併はしたくないという市民は思っている、この2つのうちどちらと思われますか、市民の感情としまして。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） お答えのしようのない答弁というふうにお答えをするのが一番だろうと思います。しかし、親切に御答弁をするならば、両方おられると思います。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） 今の質問はちょっと適切でなかったかもしれませんが、どちらかといえばどちらの方が多いかと、こういう感じだったんです。そんな難しい気持ちで言ったのではないんです。いいです。

一応2点目の方に入らせていただきます。

山口市さんの方も大分インタビューを受けて、新聞紙上でいろいろ、るる記載されておりましたが、市長も当選後のインタビューで、山口市を意識して言われたのかわかりませんが、このようなことを言われています。「新たな協議をする場合、新市の名称、庁舎の位置など、基本4項目の決定が先で、それが合意できないと終わり。私としては、どちらもほしいと。市役所がなくなると地域経済への影響が大きい。名称がなくなれば市民の誇りが奪われる」と、山口市にこういうふうに向けたコメントをされていますけれども、なぜそのように市長が思われたのか。その辺をお尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） このたびの戦を通じて、私はそのように感じたところでございます。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） それは市民のそういうお声が非常に強かったというか、そういうふうに聞いて、市長もそのような考えにならなければというふうになったんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 何度も申しますが、合併は相手様のある、そして、その相手様とが、お互いに一步譲れば、お互いが一步譲っていくというような、譲り合う、相手の立場を思い合う、そういう姿勢がないとできないこととございます。これは防府市にも言えること、山口市にも言えることです。今は合併の協議という場に立っているわけではございませんので、今はですね。そして、過去にはああいう目に遭っているわけとございます

から、そういう状態の中の我が防府市の責任者として、それ以上の言及をする余地はないというふうに御理解をいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） 逆に相手様があるから、今このような発言を私は控えていくべきなのではないかなと思うんです。市長は12月議会で私の御答弁にこういうふうに言われているんです。庁舎の位置がまちの命運を左右するののかという私の問いに対して、市長は、「そういう理解をされる方もされない方もいらっしゃるでしょうが、今の私は全くイーブンの状態で、いろんなものがかみ合ってきて、新市の名称、新庁舎の位置、そして行政の進め方ぐあいも、すべてのものが、今の私は全くのイーブンの状態であると、このように感じていただきたいと思っております」と言われておるんですけども、全然御答弁とかみ合っていないんです。ここら辺のところはどういうふうに私は整理していけばいいんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 質問をやりかえてください。20番。

20番（松村 学君） 何と言ったらいいんですかね。当時の考えと変わったということですか。そういうことでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） いささかも変わっておりません。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） 私、国語力がないからわからないのかもしれませんが、私にとって全然全く別のフレーズに見えるんですが、どうなんですか……。まあ、いいでしょう。

では、次にもう一点ちょっと質問させてもらいますけれども、単独市政は最大の責務と、今の御答弁にありました。合併は相手様があるわけで、当方からは一切話はございません。その姿勢はいささかも変わりはないと、このように言われておりました。先ほどもちょっと触れられましたけれども、相手様の方から、市長が合意を持ってくる話を、十分これから可能性としてはあると思います。といいますのも、今度、渡辺市長の改選が松浦市長のときにあるわけです。不退転の決意で30万都市を形成していくと、強く決意されて臨まれていますので、必ず防府市に何らかの、また私としては最大の歩み寄りがあるのではないかと、このように思っておるんですけども、そのときには市長としては今の先ほども御答弁あったから、応じる可能性はあると、こういうふうに言われておりますけれども、そういうふうに取り取ってもよろしいでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 仮説のことについて答弁するわけにはまいりません。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） 仮説といいますか、先ほど市長が触れられたのでそうなのかなと私は思ったんですけれども。そしたら、先ほど言われたことに対してもう一回確認させてください。この項はそれで終わります。

市長さんは先ほど私が任期中合併しないのかと、絶対ないということなのかと言ったときに、向こうさんの条件が、合うことを言うてくるかもしれないと、そういう場合は話を十分に聞くんだと、こんなふうに先ほどおっしゃっていました。それはもう間違いはないですね。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） お話はお聞きする立場にあると思っております。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） わかりました。では、3点目の方へ移ります。

国・県の優先採択についてということでございますけれども、先日、交通網特別委員会で御報告がありましたけれども、現在でも主要幹線、環状1号佐波新田線、中関港線なんですけど、約270億円の補助採択を今、本市で、道路において受けております。当然、今の国・県の状況、財源が乏しくなってきたという中で、事業期間もどんどん先送りの状態になっています。

これは県の土木費の推移なんですけど、防府ターミナルにおいて13年度決算、徳地も入っていますが35億円で14年38億円と、こう推移しておったんですけれども、この最近の防府市への県の予算は13億円、17年度です。18年度においては16億円と、かなり落ち込んでおります。

港湾整備費、先ほど市長が全国の出荷額の19位に位置する重要港湾をうちは抱えておると。であれば、なおさらそういう整備に対して声を上げていかなければならない。けれども、今この私がいただいている決算額、港湾だけ見ますと、13年度から16年度決算まで、3億4,000万円から4億6,000万円ぐらいまで、右肩上がりだったんですけど、17年度から2億9,000万円、18年度2億6,000万円と、これだけ落ち込んでいるんです。確かに周囲の、先ほど言われましたように、全国的にも落ち込むのは確かに落ち込んでると思います。ただ、国も県も予算範囲が決まっているわけです。当然、今からの施策の流れのもとにそういう優先採択が行われると思います。

例えば今の合併支援プランにもありますように、合併支援道路などの開設、そういうものをやはり国も県もお金を使っていくでしょうし、その準備のいろんな諸事業にも使われ

ていくと思います。そういう流れの中で、防府の取り分がこれから少なくなってくるのではないかなと、私はこう思っておるんですけども、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 県事業の防府管内の事業費の関係ですが、先日、防府土木事務所の方から県事業の説明会という形で、各路線ごと、こういう路線についてはこういう部分をやるんだよとか、各分野の説明を受けました。

その中で、防府管内の事業費についての説明も受けたわけですが、県内で平均的に10%カットという形で90%のはりつけとなっておるとい御説明を受けました。その中で、下関につきましては約110%、あと岩国の方にちょっと最近重点的にいってあるので、たしか120%だったと記憶しておるんですが、そういう形でつけておって、あとの市町村につきましては10%カットという形で防府の総事業費を受けた中で今、右田の高井団地等も含めまして、総合的には今、防府市は90%という形で他市並みの予算となっております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） 多くは申しませんが、これからその要望を毎年出されるでしょうし、概算要求のときに防府もかなりの要望点を国に上げていかれると思います。ただ、そのときにやはりリーダーがいろんな政治的なネットワークも当然長いこと、約30年近くぐらいですか、政治をやられておるわけですから、そういう中で、単独市政の中でこれは必要だと、これからこういうものは必要だと、そういうときにはぜひまた汗をかいていただきたいと要望いたしまして、3点目を終わりたいと思います。

では次に、4点目にまいります。

先ほどの御答弁としては、さっきの防府の基本計画ですね。第三次基本計画、また、元気プラン、このようなものを中心に防府市らしいまちづくりを展開していくというふうに言われておりました。私は、やはり防府市の今の財政というものも当然限られておると思うんです。確かに今いろいろと危機感とか、または目的、いろいろる分けられて、そういう手段はどうするのか、最終的に目的はこうなりますよと、数値はこうなりますよと、このような分け方をされたと思います、基本計画をつくるに当たって。大変すばらしい基本計画だと私は思っております。

ただ、あれだけのものをやるのに、やはり財源的に実際裏づけがあるのかなと私は思うんです。特に、私は防府らしいまちをつくる、幼稚な考え方もかもしれませんけれども、例えば今、先ほど市長が言われたように防府の自然というもの、佐波川の水、農村、そうい

ったものを守っていかなければならない。過疎なく過密なくと、そして文化と伝統を重んじる都市、それが防府なんだと、市長さんは言われておりましたけれども、であれば、そのようなものにリーダーと思われる、そういうものに対して、やはりいろんな事業をやったり政策を行ったりしていく、少ないお金を防府らしいものにつくり上げるために重点投資していくと、そういうふうにしなければ、これから防府らしいまちというのが私は出ないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） おっしゃるとおりだと思います。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） であれば、そのような具体的なビジョンを私は示してほしいなと思います。

私は本当に満遍なくやってしまって、結局、きのうもちょっと話が出ましたけれども、金太郎飴みたいなまちになってしまうのではないかと思うんです。何とか生活基盤をきちり守り抜いていく、それも非常に大切なことです。だけれども、本当に夢を持てる防府市をつくろうと思うのであれば、何と何と何が防府市は大事なんですと、これを全国に発信していきましょと。であれば、その後、これをやっていくためにどうしていくんだと、どれだけ予算が要るんだ、こういうのをはめ込んでいって、確かに今の基本計画の中にもううたってあるのかもかもしれませんが、私には全部満遍なく対応していくように思えななりません。ぜひその辺を示して、具体的なビジョンを、今もし言うのが難しいのであれば、示していただきたいなと思いますけれども、何かありましたら御答弁をしてください。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 一番基本的なことは、公正で公平で平等であることが行政にとっては極めて大切なことなんです。どこかに手厚くばかりがいったのでは、これはまずいわけで、過疎なく過密なく、市民皆様方がそれなりに行政に対して言いたいことはいろいろあるけれども、これが我がふるさとだねとっていただけるような、そういう政策を満遍なくまずはやっていくということが私は大切なことではないだろうかかと、そのことが過疎なく過密なくという表現にもつながっておりますし、議員はお若い、まだこれから20年、30年、50年と働くことが可能なんですから、余り悲観的に物を考えずに、可能性をしっかりと持っているわけですから、ビジョンを自分の心の中に高く掲げて、そして、現実を直視する中で一つ一つ頑張っていられることが私以上に大切だろうと思いますので、お互いに切磋琢磨しながら頑張っていきたいなと、そのように思っております。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番(松村 学君) 私の御心配までしていただいて、大変ありがとうございました。

ただ、私は単独市政で今度かじ取りをするにおいて、やはり私も防府市が大好きですし、たとえどんな状況になっても防府市をやはり市長と同じように、私も微力かもしれませんが、やはり守って生きたいという思いが非常にあります。そして、私もこれからしっかり勉強しながら、いろんな防府に役に立つことをやっぱりやっていきたいと思っておるわけでございます。

その中で、やはり結局は過疎なく過密なくというのはいろんな状況に対応しなければいけないという意味も含まれておるということでございましたけれども、私はいまいまだ、やっぱり合点がいきません。それはお考えの違い、相違ということになるのかもしれませんが、私はやはり市長が本当に防府が大好きで、防府を愛されているのであれば、何を愛しているかと。愛しているものがあるはずです。それを目指していくのが、これから、後にも述べますが、都市間競争を勝ち抜いていくための第一の施策であると思っております。

少ないながらも、少しずつでもこの防府市の魅力を県外、また世界へやはり開いていくには、フラットにしておいたのではいつまでたっても金太郎飴で、同じ味しかしませんと。何年たっても同じ味しかしませんという話になるのではないかなと思います。要望しておきます。できればそのようなものもお示しいたいて、私たちに夢を与えていただきたいと思っております。

もう一点、あとはやはり防府らしいまちをつくっていくという意味において、やはり細やかな市民の要望にこれからこたえていくんだと、こういうことも入ってくるのではないかなと思います。

市長さんはよく防府は財政は豊かだと、まだ防府はやっていけるよと、このように言っておられます。だけれども、私は各課へ市民の陳情とか要望を持っていきますと、みんな同じ言葉を言われます。本当に今、事業費を削られて大変なんだと。予算がないから非常に難しいと。来年になるか、再来年になるかわからんと、このように言われています。この辺のところをクリアしないと私はいけないと思えますし、市長もよく、「わたしの提言箱」等を、市民の意見を聞くと、最大限聞いていくと、このように言っておりますけれども、聞くだけではだめだと思うんです。聞いて、少しでも多く、限られた財源の中で実行していく、これが市民が望んでいることでもあります。聞くことはだれでもできますが、実行することは、私はリーダーの力がかなりそこにかかっているものであると思っておりますが、市長さんとして、このようなもし状況があるのであれば、少しでも直して、こういう

細やかな声が形になる、実行できるような体制をつくっていただきたいと思うんですけれども、その辺のところのお気持ちを市長さん、ひとつよろしくお願いします。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） おっしゃるとおりの気持ちで8年間やってまいっておりますので、また、御指摘をされる個々の具体的なことがありましたら、また聞かせてやってください。

議長（久保 玄爾君） 20番。

20番（松村 学君） それでは、ぜひそのような、まさに私は防府市民はそのように思っていらっしゃると思います。道路の陳情を上げて、2年も3年もほったらかされておると。まだ実際問題、全部陳情がすべてクリアできているという状況ではないと思います。年々たまっていつているのではないかなと思っておりますけれども、要望でございますが、ぜひとも市民の要望が形になる、聞くだけでなく形になっていくように、十分配慮して市政のかじ取りをしていただきたいと思います。

それでは、最後になりますが、5点目になりますが、これはちょっとお話の披露になりますが、これは最近、ちょっとすごいなと思う話を私、お聞きいたしました。光の市長の話なんですけれども、光市の武田薬品が撤退するという情報を素早く入手されて、それから毎月、毎月本社の方へ撤退をぜひやめてくださいと、このようにずっと毎月、毎月お願いし続けられたそうです。その心意気に会長さんが打たれて、いろんな下話もあったのかもしれませんが、撤退を防ぐどころか、よその土地から光市の方にプラントの統廃合があったと。それに際して500億規模の新設のプラントを光市に新たにつくるようになったわけでございます。

大体アバウトなんですけど、このような内容だったと思うんですけれども、これは防府でいえば、カネボウさんに当てはまるのではないかなと。例えば今のロック開発の進出などにも当てはまってくるのかなと思うんです。いかに情報を素早く入手して、素早く対応して、そして何度も何度も汗をかいて努力する。やっぱりこういうことが、これから都市間競争を勝ち抜いていくリーダーの姿が私はあると思っております。

例えばロック開発にしても、今も同僚議員が特定用途の地域に指定すればとかというふうなことも言うておりましたけれども、前もって情報を察知しておれば、どんな手でも打てるわけです。これはカネボウのことで私さうであると思っております。そして、何回も何回も行ってお願いすれば、やはり心も通じるころもあると思います。そういうことを全部クリアした後に結果があるのではないかなと思います。ぜひこのような心がけをしていただいて、これからの市政運営をしていただきたいと。市長さんには十分期待してお

りますので、その点をしっかりおくり取りいただき、4年間過ごしていただきたいと思
います。

では、質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、20番、松村議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、5番、斉藤議員。

〔5番 斉藤 旭君 登壇〕

5番（斉藤 旭君） 民友会の斉藤旭でございます。通告に従って2点ほど質問いた
します。

最初に、子育て支援に関する児童厚生施設の新設についてお尋ねいたします。

厚生労働省は6月1日、日本人女性が一生涯に出産する子どもの数の平均値を示す
2005年の合計特殊出生率を発表し、過去最低を記録したことが明らかになりました。
2005年に産まれた子どもの数は106万2,604人と、前年より4万8,117人
少なく、5年連続の減で、統計をとり始めた1899年以来最小値を記録いたしました。

一方、死亡者数は108万4,012人と、3年連続で100万人を超えました。ちな
みに結婚したカップルは71万4,261組で、前年より6,156組少なく、平均初婚
年齢は男性29.8歳、女性28.0歳で女性が第一子を出産する年齢も10年前より
1.6歳遅い29.1歳となりました。

都道府県で最も合計特殊出生率の低かったのが東京都の0.98人で、最高は沖縄の
1.71人です。我が山口県は1.33人で全国的には28番目で、山口県こども未来課
では若者の出会いの応援事業を立ち上げ、出会いの機会づくりに対する好アイデアに対し
て最高50万円の補助金を支援するとのこと。そのほか、第5子以降を出産した家族
には米20キロを贈呈するというところでありますが、私はこの20キロというのは、毎月
かあるいは毎年かということで聞いてみましたところ、その場1回限りということで、び
っくりいたしました。

なぜ出生率の低下が続くのか。最近の研究調査によると、その原因の70%が未婚化で
あり、あとの30%は夫婦出生率の低下と推定されます。未婚化と少子化の背景として、
育児機会、費用の増大、日本経済の停滞による将来の見通しの暗さ等々が考えられます。

そこで、少子化の影響を最も受けるのは年金、医療、介護など社会保障制度で、とりわ
け年金は現世代が払った保険料を高齢世代に仕送りする仕組みになっているため、少子化
は年金財政を直撃することになります。政府は04年に年金制度改革を実施し、保険料を
引き上げて、給付水準を引き下げたばかりです。今後も出生率の低下が続けば、年金制度

などのさらなる見直しが必要になることは必至です。

以上、述べましたように、少子化の現象にはいろいろな原因があると思いますが、近ごろ核家族世代となり、子どもの世話をするものが限られたことにも原因があります。昔は大家族の家が多く、両親はもとより、兄弟が順繰りに弟、妹の面倒を見るのが常識だったと思います。このように今は家族環境も大きく変化しました。このような理由から、若いお母さん、お父さんに、少しでも楽しく明るい環境のもとに子育てをしてもらいたく、私の意見を申し述べます。このことは、以前より子育てをしてきた方や現在も育児中の多くの人の要望によるものです。

そもそも子育てというものは、よちよち歩きの1歳から3歳までの間が大変と言われていきます。若い母親はその重労働に耐えかねて精神的にも肉体的にも精根尽き果てて、次の子育てまでは考えられない状況です。そこで、少しでも若い夫婦が子どもから開放される場を確保しなければなりません。それにはいつも家の中だけの育児に限ることなく、明るい屋外で親子ともども開放された気分を味わうことが大事です。そのためには地区の児童公園の利用も大いに結構なことです。そこには限られたスペースに限られた遊具しかなく、どの地区の公園も同レベルであり、かわり映えがしません。その点、多目的な厚生児童公園として山口市維新公園内児童センター公園を紹介いたします。

当該公園は、屋外の遊園地のほか室内の遊技場が併設され、室内にはちょっとした遊具や子どもの絵本の備えつけがあったり、そして、休憩もできます。特に雨の日も子守りができるという利点があります。その上、屋根つきの休憩所を備え、夏の炎天下でも冬の寒い日でも元気に遊んでいる子どもの姿を見守りながら、お母さん方は同世代の仲間とくつろげる場となっております。

そこで、防府でもそれに似たような公園ができないものでしょうか。私の奇想天外な思いつきで恐縮いたしますが、ソラールの屋外の広場に遊具を設置するという考えはありませんか。いろいろな規制はあると思いますが、防府駅から徒歩10分と交通のアクセスやスペース的にも格好の場所で、ソラールの見学者の増加にもつながることと思います。所見をお伺いいたします。

次に、2番目の質問として、市民サービスの向上についてお尋ねいたします。

市長は今6月議会の初日の所信表明で、「市民なんでも相談・すぐやる課」の設置と地区担当の配置について機構改革をし、来年4月から実施する旨の表明をされましたが、実施はまだ先のことでありますので、これから具体的な対策を検討されると思いますが、「市民なんでも相談・すぐやる課」については、今までの市民が最も待ち望んでいたことでもあり、行政がなすべき最優先課題でもあり、この決断に対して心から敬意を表し、こ

の取り組みに対し、大いに期待するところであります。

今まで市民からの市に寄せられた要望の中には、環境問題、福祉問題、道路や交通対策、教育問題等々多岐にわたり、割と簡単にできる問題と、多額の予算が絡み、難しい問題があったと思います。むしろ難しい問題が圧倒的ではなかったかと思います。これからすぐやる課が設置されたとしても、この問題はすぐ解決できるとは考えられません。そこで、この事業を実施する以前の問題として、市民の方が何を行政に対して望んでいるかということをも十分周知しておくことが大事であると思います。

すぐやる効果とは、文字通り間髪を入れずに対応する、思ったらすぐ行動すること、了解したらすぐ動く、命令を受けたらすぐ処理する、書類がきたらすぐ片づける、待たない、待たせない、ためない、じらさない、ばね仕掛けで動く、これはあくまでも理想であって、住民が申し出れば何でもやるということではないと思います。あくまでも住民の自立・自治が基本であります。すぐやる課の効果上げるには、与えられた職務に対し、むだをなくして短時間に正確にこなすよう工夫する必要があります。ある業務を限られた予算内で限られた期間内に遂行することは、自治体、民間を問わず、仕事というものはそういうものではないでしょうか。

そこで、行政改革というのはその名の通り、地方自治という仕事のあり方を大きく変えようとするので、今までのやり方をかなり根本的に迫るまで変えようとするのです。すなわち、大変であり、大きく変えるということでもあります。また、改善とは小さな改革、個人サイズの行政改革ではないでしょうか。改善は担当者が自分の権限以内で実施できる小さな変革であります。これは小変であり、大変があれば小変もあります。小変は一気に変えるのではなく、ちょっと変える、小さく変える、少しずつ変えるという方法で、それが改善であります。

また、「市民なんでも相談・すぐやる課」の設置と地区担当の配置がセットになっており、市民の方の相談事や市の要望等、どこへ連絡したらよいのか相談に乗り、またその後の経過について迅速な報告を行う部署を設けるとありますが、この点について、ある程度具体策をお聞かせください。例えば構成人員、指示命令系統等々であります。また、市民への徹底はどのようになっておりましたでしょうか。

また、この事業の最後に、各地区に二、三名程度の地区担当職員を配置し、地区の連絡を密にとのことですが、各地域から選出の我々市議員を活用する手もありますので、私たちが大いに役立ちたいと思います。

以上、いろいろ申し述べましたが、この事業を成功させるか否かは市民ニーズの把握の早さ、サービスの開発期間の短さ、市民への対応の早さが重要なかぎとなる気がいたします。

す。それには各部署を経験しており、市役所内を熟知したキーマン的な人材が不可欠です。実施まで期間がありますので、じっくり慎重に検討をお願いいたします。

これをもって、壇上からの質問を終わります。期待の持てる御回答をお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 5番、斉藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） まず、県児童センターのような児童厚生施設を新設したらどうかとの御質問についてでございますが、現在、市内には児童館が4館あり、また、子どもでも十分に楽しめる、未来を感じさせることのできる社会教育施設としての青少年科学館ソラールがあります。一方、大平山には大平山山頂公園として野外で十分な活動ができる施設整備をしているところでございます。

さらに、間もなく開館いたします再開発ビル「ルルサス」には地域協働支援センター内に親子ふれあい広場を設け、また、図書館内には子ども図書コーナーや親子読書スペースのコーナーを設けるなど、子育てを支援する施設の整備に努めているところでございます。

以上、申し上げましたように、それぞれ特徴のある他市に勝るとも劣らない機能を持った施設でありまして、市として可能な限り児童厚生観点に立って取り組んでまいっております。

したがって、新たな施設の整備につきましては、時間をかけて検討をする必要があるかと思いますが、具体的にソラールの広場に遊具をとという御質問でございましたが、現在も若干遊具は置かれているところでございますが、ソラール広場をさらに充実させることにつきましては、その機種や設置場所等検討課題とさせていただきたいと思っております。

続きまして、「なんでも相談・すぐやる課」の設置についての御質問にお答えさせていただきます。

さきの同僚議員の御質問にもお答えいたしました。私は市民一人ひとりが主役となる市政運営を推進するため、面積の広過ぎない単独市政だからこそできる利点を生かして、市民の声を市政に反映させることはもとより、市民の市政への参画を一層推進していくことが重要であると考えております。

そうした中、市民の皆様の中には、御要望や御相談を市役所のどこに行っても、どのように相談したらよいかわからない、また、要望後の対応が十分でない等の苦情をお聞きしているところでございます。このため、市民の皆様のさまざまなニーズに的確に素早く対応できるわかりやすい組織づくりや相談機能の一層の充実を図るため、さきにも申し上げましたが、現在の広報広聴課を発展的に改組の上、新たな部署を設置し、行政知識や市の組織機構を熟知している職員やOB職員を配置したいと考えております。

したがいまして、その部署に行けば何でも相談でき、また、要望等をいわゆるたらい回しされることなく、すぐに担当部署や担当窓口を紹介でき、市民の皆様にとってわかりやすく、何でも相談できる窓口の設置を考えているものであります。

さらには関係部署と緊密な連携をとりまして、限られた予算の中で緊急性や安全性について検討・協議の上、採択から事業執行へと判断をいたしていくわけでございますが、御要望等ができるのか、できないのか等も含め、また、中間報告も含めまして、どのような結果となったかを責任を持って迅速にお知らせできる組織を考えているところでございます。

なお、部署は一昨日も申し上げましたが、来年の4月に設置することにしておりますが、名称につきましては、市民の皆様によりわかりやすいということはもとより、個人的なことや地域で処理できるものまでも行政がやるというような業務内容の誤解を招かない名称を検討の上、市広報等を通じ、市民の皆様により周知をしてみたいと存じますので、今後とも御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 5番。

5番（斉藤 旭君） ありがとうございます。

市内には児童館が4館あり、また、科学館、大平山山頂公園があり、また、ルルサスにも親子ふれあいの広場が新たに新設されるということで、新しい施設については考えられないということでございますが、私も壇上で申し上げましたように、この公園と室内、併設された公園は防府市にはありません。そういうことを市民の方から強く要望を聞いております。

そこで私、この児童公園の必要性について自分でも把握したいがために、5月のとある日にちに山口の児童館に行って、子ども連れの若い両親やおじいちゃん、おばあちゃん約50人の方から直接聞き取り調査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、維新公園を利用される理由について、これは遊具の充実というのが圧倒的でした。それに、次は屋内の遊技場が併設してあると。それで、これは雨天でも育児ができる。館内には子ども向けの絵本も備えてあり、屋外の遊びに飽きたとき気分転換となる。遊びに疲れたとき、ちょっとした休憩ができる等々でありました。そして、プラネタリウムがあり、遊びながら勉強ができると。それから、4番目には屋根つきの休憩所があり、夏の炎天下や冬の寒いときでもそこから子どもの姿が見渡せるので安心である。また、親同士も子どもを見守りながらいろいろ会話が弾み、仲間同士のコミュニケーションが図られる。それから、5番目に周りの環境がよいし、広い駐車場を有しておるということで

ございました。

参考までに申し述べますが、大半の人が公園利用のついでに、市内で買い物をされて帰られるということでした。防府市にこの種の公園が実現すれば、育児支援だけに限ることなく、本市の一番の課題である市内での購買力の増加にもなり、防府市の発展にもつながるはずでございます。

ちなみにアンケートの対象の住所については、山口市内が6割、防府市内が3割、そして宇部、福岡、阿東、下松、新南陽等々が1割でございました。また、時間的にどのくらいここにいるのかという質問に対しては、2時間が圧倒的で8割でした。そして、1時間、半日というのが残りの2割ということで、とにかく室内、それから屋外の公園を備えた遊園地、これを望んでおられるわけでございます。

先ほど御答弁がありましたように、ソラールにも遊具が2つほどあります。私もよくあそこに行くんですけども、これはあそこで子どもが遊んでおるのを見たことが全くありません。そういうことで、ここもかなりのスペースを持っておりますので、まだまだいろんな遊具が置けるはずですから、ほかの目的があるということは聞いておりますけれども、これも室内の施設については利用されておりますけれども、この屋外については本当に全く利用されておられませんので、このように有効に活用していただきたいと、このように思い、お願いをいたします。

それと、参考までに申し上げますが、これは「公園再生、伸び伸び遊べ」と、そういう見出しがついておまして、昨年実施した子ども生活実態基本調査によると、小学4年から6年生に放課後の遊び場を選んでもらったところ、自分の家、友達の家と答えた子どもがそれぞれ64.6%だったのに対し、公園や広場などは53%であったということで、公園の魅力をアップさせるため、あれもだめ、これもだめという足かせを外す試みもあるということで、「自分の責任で自由に遊ぶ」を合言葉にした「冒険遊び場プレーパーク」という記事が載っております。また、教育評論家の尾木直樹先生は、子どもは文字だけではなく、体験を通じて他人の気持ちやルールなどを学んでいく。外で遊ぶことを通じて喜びを知り、喜怒哀楽も豊かになり、それが学力形成の土台ともなる、このように書いてありました。

そこで、ちょっと今ここに魅力的な遊具ということで載っております。これは滑り台の上の鉄棒から手を離すと約3メートルの高さほど垂直に滑り降りる、そういう滑り台でございまして、これは昨年7月に開園した佐賀県の与賀町の干潟よか公園でフリーフォール型滑り台、これは一番人気で、イギリスで開発された遊具で、角度が急な分、普通の滑り台では味わえないスリルを楽しめる。うわさを聞いて県外から遊びに来る親子連れもいる

という。輸入元のハネピー、これは本社東京によると、国内では約50の公園やテーマパークが購入しているということが載っておりました。これはさっき言った児童の公園には不適當だと思えますけれども、例えば大平山の公園には本当にここへこのようなものを設置すれば、まだまだ人気上昇すると、このように思います。

以上、この項の質問に関しては終わります。

それと、「市民なんでも相談・すぐやる課」、これは先般、同僚議員の質問でも御答弁がありましたので、ある程度理解をいたしました。

そこで、例えば、現在、市民から本市への要望、クレームの受け付けや処理状況はどうなっておりますでしょうか。お尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 要望、クレームのあった場合ですけれども、まず一般的な取り扱いの処理の状況でございますけれども、具体的に要領等では規定はしておりませんが、例えば内容がいわゆる複数の課にまたがっているものについては、広報広聴課の広聴相談係で受け付けをしまして、それで分けて担当課に回付し、担当課で回答ができる簡単なものはそこで終わったりもしますが、複数の課にまたがるものについては、必ずその回答書を再度、広聴相談係に集めて、その結果について書面でちゃんと御回答申し上げておるという手続を踏んでおります。

それから、ただ単品と申しますか、この道路だけを直していただきたいというようなものであれば、直接道路課等に行っていただきまして、そこで要望等あるいは処理をさせていただいておるといような状況でございます。

これについては、件数等について申し上げますと、いわゆる広報広聴課で受けたものがありますけれども、市政に対する陳情とか要望等々につきましては、昨年度238件受けております。それから、これは今データベースに登録した件数であります、そのほかデータベースに載せる必要のないものについては147件ございました。

それから、それ以外の要望とか相談業務なんですけれども、これが大変多くございまして、例えば生活相談とか無料法律相談とかにもおみえになりますけれども、これらについては合わせて800件弱ぐらいは年間ございます。これは17年度の実績でございます。

議長（久保 玄爾君） 5番。

5番（齊藤 旭君） 今の助役さんの御答弁にもありましたように、このような数の要望があるわけですから、なかなか難しいとは思いますが、この事業を設置することによって、市民に対してそういった要望を迅速に答えられるようお願いをいたします。

それから、これは市民なんでも相談に対応する心構えといたしまして、これは市へのク

レームとしてではないんですけれども、一般的な事例といたしまして参考にしていただければと思います。

まず、不満足要因ベスト5、1位が要求したことが早急に実施されなかった。謝罪の言葉がなかった、これはこちらに非がある場合ですけれども。それから、事務的に扱われた。言いわけや弁解が多かった。また、勘違いを指摘された。納得できる説明がなかった。責任転嫁していた、またはたらい回しをした。それから、話を熱心に聞いてくれなかった。言葉遣いが丁寧でなかったということが、このようにありますので、気づきとして申し上げますので、よろしく願いをいたします。

以上で、私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で、5番、斉藤議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため13時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、4番、高砂議員。

〔4番 高砂 朋子君 登壇〕

4番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、大きい項目、1項目め、児童・生徒の不登校対策についてお伺いいたします。

「教育の現場は時代と社会を映し出す鏡である。大人社会のひずみはいじめや非行となってそのまま子どもたちの姿に投影される。だから、教育の現場がどのようになっているかで未来が推しはかれよう」と言った人がいました。いつの時代も教育の重要性は叫ばれますが、ここ数年、子どもたちの未来に警鐘を鳴らさざるを得ない深刻な事態に追いやられている感をぬぐい切れない状況下、教育の重要性を真っ向から見据え、未来の宝である子どもたちのために私たち大人ができることをさらに積極的に取り組んでいくときではないかと思っております。

昨年より子どもたちの防犯の面からのさまざまな私どもの提案に対し、積極的な対応をしていただきましたことに感謝申し上げます。今回は子どもたちの心を守り、育てることに重点を置いて質問をさせていただきます。

1点目、心のケアの充実と学校カウンセラーについてお伺いいたします。

不登校となったきっかけは、学校での人間関係や学習のつまずき、家庭環境によるものや本人の抱えている問題など、さまざまでございます。それらを十分把握した上で適切な対応が必要となりますが、一人ひとり心の奥に何があるのかを探ること、心を開かせてあげることが大前提になると思います。

最近子どもたちの心の病気も多くなってまいりました。大人の側からは探り切れない、目に見えない原因が多いのではないのでしょうか。このような状況下、子どもたちの相談に応じるとともに、教師や保護者に専門的にアドバイスを行う学校カウンセラーの役割は大変重要と考えます。現状とこれまで取り組んでこられた上での課題はどのように把握されているのか、お聞かせください。

2点目、学習のおくれの対応と訪問指導員の登用、在宅学習の出席扱いについてお伺いいたします。

学校に行けない子どもたちをきめ細かく支援することの一つとして、学習のおくれの対応が必要です。その対策の一つとして、保護者、担任教師と密接に連携をとりながら、経験豊富な退職教員などで家庭訪問を実施し、生活や進路に関する悩みに応じたり、生活習慣の改善や学習習慣づくりに向けた指導を行う訪問指導員を登用してはいかがでしょうか。

担任教師は学校の現場でクラス全員を見ていかれます。当然、日中、不登校の子どもたちをゆっくり訪問することは無理な状況です。担任教師が時間の制約のある中、授業終了後訪問され、対話を重ねられて学校復帰に努力されていることを伺っておりますが、時間的な面から、日中ある程度の時間をかけて訪問できるこの体制は、大きな成果を生むのではないのでしょうか。

もう一方、不登校の原因の中には担任教師との相性もあるように聞いております。子どもにとって合わない担任教師は、最低1年変わることができません。子どものわがままと言ってしまえばそれまでですが、心の迷い、弱さが起因しているとすれば、それを乗り越えさせてあげる細やかな配慮が必要になります。成長期の子どもの1年のブランクは長過ぎます。こういったことから、訪問指導員が子どもと学校とのワンクッションになると考えます。

また、学校カウンセラーは学校現場における相談体制の拡充の要望にこたえて誕生したものでございますが、家に引きこもりがちで相談に行けない、また、オアシス教室という受け皿があっても、そこまで行けない子どもたちのためには、こちらから足を運ぶという家庭訪問による積極的な働きかけが不可欠ではないかと思えます。

2つ目の対策として、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、学習のおくれが学校への復帰や卒業後の進路選択の妨げになっている子どもたちに対して、電子メールや郵便、

ファクスなどを利用した在宅学習を出席扱いにできるように推進してはいかがでしょうか。

昨年7月、文科省からの「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録の出欠の取り扱い等について」という通知が各県教委に出されました。我が防府市においては、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

3点目、登校支援のネットワークの構築についてお伺いいたします。

市教委、市内小・中学校、オアシス教室、学校カウンセラー、子育て支援課の子ども相談室、その他関連施設間の連絡調整を図り、不登校児童・生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援を行う登校支援センターを開設し、さらに、積極的な不登校対策を推進したらいかがでしょうか。もちろん先ほど提案をさせていただきました訪問指導員も視野に入れていただき、子どもたちの心を見守り、育てる連携の輪を拡充していただきたいと思っております。

不登校の相談も受け付ける子ども相談室の開設は大変喜ばしいことでもあります。ここでの18歳までの子ども養育にかかわる御相談は多岐にわたり、専門のスタッフが各機関、部署等と連携をとりながら、きめ細やかな対応をしてくださっております。駆け込み寺的な存在でもあり、どこに相談に行けばよいのかわからないという方が多い中、大変ありがたい窓口ではございますが、あくまでも相談受け付けという待ちの体制です。

オアシス教室においても、今年度から月1回、臨床心理士の先生による不登校の相談窓口が開設されました。これも大変ありがたいことですが、やはり待ちの体制です。

ここ数年、各機関でのさまざまなお取り組みの成果として、不登校は減少傾向にあるようですが、実質まだ市内には100名を超える子どもたちが心を痛め、本来なら楽しいはずの学校に行けないでいるわけです。日中働いている保護者の方が多いわけですから、留守中、長い時間1人で過ごす子どもたちのことを思うと胸が痛みます。将来に向けての心配も学年が上がるごとにその度を増していきます。本人はもちろんのこと、御家族の心中を思うと、何としても不登校ゼロを目指して、さらに本腰を入れての取り組みが必要ではないかと思っております。

不登校は学校に来ていないという事実がはっきりしております。相手がわかるわけですがゆえに、待ちの体制ではなく、プロジェクトチームをつくり、あらゆる連携をとりながら、もっと能動的に働きかけの対策が必要ではないでしょうか。

子どもたちにとって家庭は安心の場所、学校は成長の場所、この2つの大切な場所がより機能を発揮できるように、そして、子どもたちの未来を守るためにぜひともこの登校支援センターの開設を強く望みたいと思っております。我が市のお考えをお聞かせください。

次に、大きい項目の2項目め、高齢者の福祉対策についてお伺いいたします。

平成18年度から20年度までの防府市高齢者保健福祉計画には、住民相互に支え合う体制づくりの一環として緊急通報システムの充実が挙げられ、超高齢社会、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、高齢者の方々が住みなれた地域で自立しながら安心して暮らせるシステムづくりは、これからさらに重要な課題となります。

その観点から、緊急通報装置設置に対してのお取り組みについてお伺いいたします。

対象は65歳以上の単身者及びこれに準ずる者とされており、ごく簡単な操作により緊急時にあらかじめ設定した連絡先に通報が可能な機器を利用者には無料で貸与するというものです。家族と同居で日中のみ1人という高齢者にも設置費用は実費でございますが、1カ月880円のレンタル料で設置することもできます。

以前、先輩議員の一般質問により大幅に拡充をしていただきましたこの緊急通報装置、設置されている方々にとっては大変喜ばれている事業ですが、核家族化も進み、また新しく対象になられた方も増えており、まだまだ健康に不安のあるひとり暮らしの方に未設置の方も多いように思います。お聞きしてみると、知らないという方が意外と多いのです。この際、いま一度、民生委員や友愛訪問員の方々の御協力を得て、該当されると思われる方をピックアップし、希望者全員に設置するというお取り組みをしてはいかがでしょうか。

最近御紹介したひとり暮らしの方で、設置後、健康の不安がつきまっていたが、すぐに連絡できるという安心感が生まれ、夜も安心して眠られるようになったと大変喜んでおられました。また、いつ倒れるかわからない病気を抱えているので、四六時中電話の子機を抱えているという方にも先日お伺いいたしました。緊急時の通報先となられた方も、「これからさらに気をつけてあげなければいけませんね」とおっしゃり、このようにして御近所パワーの見守りネットワークの輪が広がっていくことが重要だと実感した次第でございます。

超高齢社会、特に独居の方が増加傾向にある中、ぜひとも積極的な啓発、推進のお取り組みをお願いしたいと思います。我が市のお考えをお聞かせください。

最後に、大きい項目、3項目め、カラー舗装による安心・安全のまちづくりについてお伺いいたします。

カラー舗装の効用については、昨年9月の私どもの一般質問において取り上げさせていただきましたとおり、ドライバーにとっては、路面とタイヤの摩擦抵抗を高めるので、ブレーキングを助け、舗装を明色化することで視認性を高め、注意を促すことができます。歩行者にとっては、カラー化することで交通区分が明確になり、安全性を高めることができます。そのほか、カラー舗装による安心・安全なまちづくりは効果ある取り組みとして全国的にも広がりを見せております。

そこで、いま一度、カラー舗装についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

具体的に1点目、利用者の多い狭隘道路や交差点、急なカーブのある坂道などの安全対策についてお伺いいたします。

利用者の多い狭隘道路の中には通学路としてのみでなく、交通弱者と言われる方々にとっては大変危険な状態の道路があります。車すれすれに歩行者が通行するといった状況をよく見かけます。道路の拡幅や歩道の設置が望ましくても、なかなか思うようにできない道路には、グリーンベルトのカラー舗装をして安全確保をしたらどうでしょうか。車の方にも歩行者側にも歩道スペースを明示できる有効な策ではないかと思えます。

また、交通量の多い、しかしながら、信号機設置の難しい交差点には、車に対してブレーキング効果のあるレッドゾーンをつくるカラー舗装により、減速エリアをつくることによって注意を促し、歩行者の安全確保をしたらどうでしょうか。歩行者にも目につきます。また、カーブのきつい坂道もブレーキング効果のある段差舗装をすることによって注意を促すことができるのではないのでしょうか。

2点目、市役所、ソラール、公会堂、斎場、大平山の山頂公園や山麓駅、また防府駅前などのあらゆる公共施設に身体障害者用の駐車スペースが設けてありますが、そこを鮮やかな色で明示することについてお伺いいたします。

真に必要とされている身体障害者の方々のためにカラー舗装することによって明示することができ、そうでない人にとっては心理的に利用しにくいのではないかと思います。まち全体に人にやさしい安心・安全のための一つの施策として、カラー舗装の取り組みをぜひとも推進していただきたいと思えます。我が市のお考えをお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 4番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からはカラー舗装による安心・安全のまちづくりについての御質問にお答えいたします。

市民にとりまして、生活道路は、安心・安全で快適な日常生活を営む上で最も重要な公共施設であると認識しております。まず、御質問の狭隘道路や交差点等の交通安全対策として、カラー舗装や段差舗装を施工したらどうかについての御質問でございますが、御指摘のとおり、カラー舗装は歩行者やドライバーが歩道部分及び交差点を明確に目視でき、双方の注意喚起を促しながら、さらに路面とタイヤの摩擦抵抗が高まることから、ドライバーのブレーキング効果が生じてまいります。また、段差舗装は路面に凹凸をつけることによって、車の速度を減少させることで交通事故防止となります。

現在、市といたしましては、歩行者が安全かつ快適に通行できる空間を整備する「あんしん歩行エリア整備事業」において、カラー舗装や段差舗装の整備に取り組んでおります。平成17年度事業として、再開発ビル「ルルサス」北側の県道三田尻港徳地線の歩道のカラー舗装整備を実施しておりますし、本年度は市道天神前国府橋線の歩道のバリアフリー化を予定しております。

今後、市内の狭隘道路や交差点部分のカラー舗装や段差舗装の必要性を検証し、総合的に判断して、生活道路を身近な生活空間として質の高いものにしていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、公共施設の身体障害者専用駐車スペースの明示についての御質問でございますが、高齢者や障害者の方が利用されるいわゆる車いす使用者用駐車場につきましては、標示等をしておりますが、それでもそこを健常者が利用している光景が見受けられることは大変嘆かわしいことでございます。

このような中で、議員御提案の車いす使用者専用駐車場をカラー舗装することにつきましては、そこが専用駐車スペースであることを明示し、健常者が駐車することを抑止する上での一つの手段であると思えます。

当然のことながら、車いす使用者用駐車場は、その施設の利用を必要とする高齢者や障害者のために整備されたものであり、必要なときに有効に活用できなければ意味がありませんので、今後専用駐車場である旨の明示方法について、カラー舗装することも含め検討し、その利便性をより一層高めるようにさらに努めてまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長、健康福祉部長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 御答弁ありがとうございました。

カラー舗装についてさまざまな御認識をいただいていることに感謝申し上げます。

昨年、カラー舗装の質問をさせていただいたわけですが、その折、お隣の山口市のお取り組みを御紹介いたしました。交通量の多い狭隘道路や、また交差点、商店街、観光地等あらゆるところにカラー舗装がされております。私が山口市に行くたびということではございませんけれども、目につく箇所も増えているような気がいたします。我が市の職員の方も現地を見に行かれたということで、道路行政の中にカラー舗装の効用の御認識を深めていただいたのではと感謝をしております。

ここで、具体的なお話で、すぐすぐにお答えをというわけにはいかないでしょうけれども、何例か、市内の実態をまた御紹介いたしますので、今後のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

例えば、三田尻西浦線のうち、桑中から華城小間、華城小前や中関小前の交差点は大変交通量も多く、通学路としてだけでなく、大変利用者の多いところでございます。歩行者のためには先ほど壇上で御紹介をいたしましたグリーンベルトを敷くことで歩行スペースを明示することができますし、交差点にはレッドゾーンの減速エリアをつくって注意を促すことができるのではないかと。また、中関西浦線の峠の部分や斎場への道路は、坂が急でカーブのきつい箇所がございます。そういったところには段差舗装で少しでも危険回避ができるのではないかと考えております。

信号機1基がどのくらいするのでしょうか、よくわかりませんが、500万円から1,000万円するのではないかと聞いたこともございますが、歩道をつくるにしてもそれなりのスペースと費用がかかります。山口市にお聞きいたしますと、矢原での工事はグリーンベルトのタイプで、メートル1,749円、668メートル施されておりまして、総計116万8,650円。交通量の多い狭隘な交差点の費用でございますけれども、1平方メートル当たり1万4,164円、その場所は76平方メートルだったということで107万6,250円。子どもたちを含め、たくさんの方々に少しでも危険から守る施策としては決して高くないのではないかとこのように思った次第でございます。このような御紹介をさせていただきましたけれども、改めて御見解を聞かせていただければと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 議員さん御質問の箇所につきましては、バス路線であったり急勾配であったり、また変則の五叉路や朝夕の通勤通学で大変混雑している等地域により実情の異なった路線が存在しております。市といたしましては、歩行者等の安全対策としてカラー舗装や段差舗装 通称ハンプと言いますが、その工法を取り入れまして検討してまいります。

また、斎場へ通じる道路につきましては斎場専用道路であり、建設当時に十分協議の上、安全対策を講じたものでございます。御指摘の段差舗装 ハンプにつきましては、関係課と検討させていただきたいと存じます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） しっかりまた危険回避のために前向きに取り組んでいただければと思います。よろしく願いをいたします。

また、駐車スペースの明示の件ですけれども、市内でも最近新しくできたスーパー等の駐車場では、遠くからでも目につくようにコーンを立て、鮮やかなブルーで舗装され、当

事者にはわかりやすいように、そうでない方には利用しにくいように配慮されております。身体障害者の方、また高齢者の方々があらゆる公共施設に安心してお出かけいただけるようカラー舗装による明示というお取り組みを進めていただければと思います。この件に関して何か具体的にございましたら、お答えをいただければと思います。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（嘉村 悦男君） 3月であったかと思うんですが、車いす専用駐車場を健常者が使うことについてどう思うのかというような質問等もいただきました。その議員さんからやはり同じようにカラー舗装が示してあるよというような資料等もいただきまして、カラー舗装はちょっとお金がかかりますので、試行的に、試験的に同じような色でペンキを塗ってみたいというところで、多分もうペンキ等も手配してあるというようなことですから、早急に、試行的な、ペンキが塗ってある車いす駐車場がこの庁内にも出現するものというふうに思っております。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 市役所というのは市民の多くの方の注目を浴びる場所でもございますし、1カ所からでも結構ですので、たくさんの駐車場にカラー舗装がなされることを希望して、この項は終わりたいと思います。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、児童・生徒の不登校対策について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 児童・生徒の不登校対策についての御質問にお答えいたします。

まず、心のケアの充実と学校カウンセラーについてお答えします。

本市における市内小・中学校のスクールカウンセラー配置状況については、今年度は小学校2校、中学校9校の計11校に12名のスクールカウンセラーが配置されております。12名のうち10名が臨床心理士の有資格者であり、2名がこれに準ずる者であります。平成17年度の実相談件数は731件であり、延べ相談件数は2,231件という報告を受けております。

学校の課題といたしましては、スクールカウンセラーの来校日数、時間の拡大や家庭訪問の実施等の柔軟な対応が挙げられますが、今年度からスクールカウンセラーの家庭訪問時の旅費が県負担となる等、改善も見られました。

防府市教育委員会といたしましては、対応すべき事例に対してスクールカウンセラーの数が不足していることから、市内の小中学校のスクールカウンセラーの増員を今後も県教育委員会に要望してまいりたいと考えております。

次に、学習のおくれの対応と訪問指導員の登用、在宅学習の出席扱いについてお答えします。

不登校児童・生徒へのきめ細かな対応の一つとして、議員御指摘のとおり、学校と連携した訪問支援の実施は必要なものであると考えます。本市におきましても、これまで臨床心理士による訪問カウンセリングを実施してまいりました。また、今年度から防府市教育支援センター「オアシス教室」の専任指導員及び「子ども家庭支援センター海北」の相談員による訪問支援の実施を予定しておるところでございます。しかしながら、学習指導に重点を置いた訪問支援員の派遣については、厳しい財政状況の中で実現できておりません。防府市教育委員会といたしましては、今後とも継続して要望してまいりたいというふうに考えております。

議員御指摘のとおり、在宅学習の出席扱いについては、平成17年7月に文部科学省から「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録の出欠の取り扱い等について」という通知があり、各小・中学校へ配布しております。

その中で、不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童生徒が在籍する学校の長は、「保護者と学校の十分な連携・協力が保たれていること」や、「訪問による対面指導が適切、定期的かつ継続的に行われている」等の7つの要件を満たすとともに、「その学習活動が学校への復帰に向けての取り組みであることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助ける上で有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができる」としております。防府市教育委員会といたしましては、この通知に従って各学校長へ対応を依頼しているところであります。

最後に、登校支援のネットワークの構築についてであります。議員御提案の「登校支援センター」の開設については、現在、防府市教育支援センター「オアシス教室」の機能に訪問型の登校支援機能を付加する方向で今後研究を進めるとともに、関係各方面に働きかけてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 学校カウンセラーについての状況はよくわかりました。社会が複雑化した時代にあって、子どもたちへの心の見守りの教育は最重要課題の一つだと思います。昨年より私も心理カウンセリングの勉強を少々かじっておりますが、人の心を見守ることの難しさを痛感しております。不登校にならないにしても、さまざまな悩みに押しつぶされ、心を病んでいる子どもたちはたくさんいると思います。先ほど御答弁にもありましたように、カウンセラーの実態数2,200余ということで、多くの子どもたちが相

談を求めているということもよくわかりました。

そのような状況下、学校カウンセリングのシステムはこれからも大変重要と思いますので、どうか気軽に相談できる環境づくりに取り組んでいただいて、さらに前向きにお取り組みをしていただきたいと思います。

少しちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

1点目は、不登校の実態数と不登校となったきっかけや理由の内訳を把握していらっしゃるようでしたら、教えていただけますでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 不登校児童・生徒のこの最近の実態数あるいは不登校の理由について申し上げます。

平成13年度がピークでございまして175名の不登校児童・生徒がございましたが、平成14年度が135名、平成15年度が126名、平成16年度が108名、そして昨年度の平成17年度が105名でございます。

不登校となったきっかけの内訳は先ほど議員さんも壇上の方から御指摘いただきましたが、数々ございますけれども、一応列挙させていただきますが、友人をめぐる問題、それから教師との関係をめぐる問題、学業の不振の問題、クラブ・部活動への不適應の問題、学校の決まりをめぐる問題、入学・進級時の不適應、家庭環境の変化、親子関係をめぐる問題、家庭内の不和、病気による欠席、その他本人にかかわる問題等がありますが、特にこの3つの大きいものを申し上げますと、平成17年度の調査結果では極度の不安あるいは緊張感、あるいは無気力感等の、本人にかかわる問題が最も多うございます。続いて、次に友人をめぐる問題、3番目に親子関係をめぐる問題というふうに本市の状態はなっております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 詳しい御説明ありがとうございました。

平成17年12月に文科省から発表された平成16年度間に30日以上欠席した全国小・中学校の不登校児童・生徒数の確定値は12万3,358人で、前年比2.3%減、3年連続で減少しているということでございました。防府市においても平成13年の175人をピークに年々少なくなっているということで、関係各位の皆様には本当に感謝申し上げたいと思います。

全国の児童・生徒数の1.14%が不登校数という統計が出ているわけですがけれども、我が市においてはどのくらいの数字になるのでしょうか。もしわかれば教えていただければ

ばと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 平成17年度を申し上げますと、小学校が0.32%、それから中学校が2.78%、平均しますと1.16%というのが本市の昨年度の実態でございます。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

減少傾向にあるとはいえ、先ほど教育長からの御紹介もありましたように、市内にも100名余の子どもたちが、また、そしてその御家族の方が悩んでいらっしゃる。100通りの理由がありまして、またそこには100通りの対応が必要になってくると思います。減少傾向にあるとはいえ、こういった方々のためにもきめ細やかな対応を今後ともよろしくお願いしたいと思います。

平成12年度に開設されたオアシス教室でも不登校に関する教育相談活動が月1回されておりすけれども、ことしの5月、6月の相談件数がわかりましたら、ちょっと教えていただけますでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お尋ねは5月、6月でございますが、統計上、本年度の4月から6月22日までというふうにさせてもらって結構でしょうか。

オアシス教室での相談件数は来所相談、あそこに実際お越しになって相談された方が17人の33回でございます。それから、電話での相談が3回ございます。それから、あそこに月に1回ほど臨床心理士が午後、お越しになりますけれども、この方による相談室のカウンセリングが、これは5月、6月でございますけれども、2人の3回、これが5月、6月、あるいは4月から6月22日までの実績でございます。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ありがとうございました。

我が家にも中学生がおりますので、さまざまなお知らせのプリントをいただくわけです。オアシス通信ということで相談受け付けがあることも知りました。その他さまざまな相談窓口が印刷されたものを子どもがいただいてまいります。ある方が5人の我が子全員が不登校の経験者だと。1人まだ継続中、こっちは家庭の事情で昼夜働かなくてはならない。車の免許もない私にどうやって相談に行けというのか。子どもを連れ出すことが難しいのにどうすればいいのか、そういった御相談をしてくださった方がありました。電話での相談もできますといいますがけれども、お顔を見て「大丈夫ですか」、「一緒に頑張りましょ

う」と声をかけてあげる人がおられたら、この方はどれだけ勇気がわき、子どもさんと一緒に頑張れることだろう、そういうふうに思いました。不登校で一日中家にいる子へはなおさらです。

最近の子どもたちはコミュニケーション能力や相談力が低下していると言われます。その意味からも、待ちの体制ではなく、こちらから足を運び、顔色を見、声を聞き、心を開きながら学習への取り組みや登校へのステップのみならず、将来に向けてのさまざまなアドバイスをしていく、心と心の触れ合う訪問型の指導員、御答弁の言葉ですと、支援というお言葉を使っていたいただきましたけれども、この訪問型の指導員の配置は不可欠ではないか、そういうふうに思います。学校であるとか担任、また家族としっかり連携をとれるポジションではないかと思えます。

先ほどの御紹介の中にありましたように、オアシス教室の学校教育支援センターを母体として、訪問型の支援もこれから前向きに考えていきたいという御答弁をいただきましたので、大きく期待をしたいと思います。

それから、在宅学習の出席扱いについて関連の質問をさせていただきます。

文科省の統計によりますと、学年が進むにつれての不登校数が多くなっており、中3が33.3%で一番多く占めております。学習のおくれ、将来への不安もピークに達する学年であると思えます。そこで、不登校の生徒さんの中で、中学校を卒業後、どのような進路を選択されているか、把握されているようでしたらお聞かせいただきたいと思えます。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 不登校生徒の中学卒業後の進路先について、これはことしの3月に卒業した該当の生徒の結果でございます。進学をした生徒、これが全体の半分の50%、それから、就職した子ども、これが20%、それから家にいる家居、これが30%でございます。

なお、進学先でございますけれども、私立高等学校が23%で、あと定時制の高等学校、これが7%、それから通信制の高等学校20%というような格好になっております。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 詳しい御説明をありがとうございます。

なぜこのような質問をさせていただいたかと申し上げますと、実際に中学校の登校日数が不足のために全日制の高校に行きたくても行けなかったという子どもさんがいらっしゃるからです。確かにさまざまな理由で中学校には行けなかったとしても、周囲の励ましや本人の努力によって、卒業間近にして、高校に行つて頑張ろう、そういうふうに決意をされても、進学を阻まれるわけです。それでもなお頑張ろうということで、先ほど御紹介が

ありました定時制7%、通信制20%とおっしゃいましたけれども、そういったところを選択しているけなげな子どもたちもいるわけです。このような状況を知るにつけ、何とかならないものかと思いました。そこで、在宅学習の出席扱いを我が防府市においても積極的に推進してはどうかと思った次第でございます。

文科省からの通知によると、安易に何でもかんでもということではなくて、出席扱い等の要件も7項目にわたって微々細々に記されておりました。しっかり研究、検討していただいて、早急に子どもたちのためにこのような制度を開始していただきたいことを要望したいと思います。

以上、るる申し上げましたけれども、人を育てるには人がどうしても必要です。未来ある子どもたちを守り、はぐくむためにさまざまな機関の連携を図る中心軸としての登校支援センターの開設を早期に要望して終わりたいと思いますが、最後に3選をされました松浦市長さんから、不登校の子どもたちや、またその御家族に対してのメッセージも含め、御所見をお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 不登校、不幸にしているいろいろな理由によって行かれない、行くことができない、そういう子どもたちが現実にまだたくさんいるということ、この職について、改めてよく承知をしてきたわけですが、本当に我々大人社会のちょっとした配慮等でそういう子どもたちを学校に明るく通う、そういう子どもたちにしていくことができるのではないだろうか、いろいろな局面、局面で考えているところでございます。

中学校給食をこの2学期から本市は導入をすることになりました。この中学校給食一つが子どもたちに、もしかしたらさまざまな理由で学校に行かれない、理由解消の中の一つに、もしかしたらなるのかなと。時代の大きな動きの中でございますから、何が原因で何がその主たるものであるかというようなことなどはなかなか把握しにくい部分もあるかと思えますだけに、暗中模索の中ではございますが、そういう明るい、楽しく通える学校づくりということの一助にもなるのではないだろうかと思ったりもしながら、自分なりに先ほど来の御質問、あるいは教育長の話に耳を傾けていたところでございます。

これからもいろいろなケースを想定しながら、防府市として対応できることには真剣に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 大変急な御質問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

実は我が家にも不登校になりかけた患息が1人おります。親御さんのお気持ちは本当に

わかるつもりでございます。人ごとではございません。どうか前向きなお取り組みを一保護者としても強く望みたい、そのように思っております。

以上で、この項は終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は、高齢者の福祉対策について。健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、御質問の緊急通報装置設置に係る取り組みについてお答えをいたします。

この緊急通報システムは、虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対し、ペンダントタイプの緊急通報装置を無料で貸与し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、利用者が安心して在宅で生活ができることを目的とするものでございます。

緊急通報装置の設置につきましては、平成15年度から、ひとり暮らしの高齢者及びこれに準ずる世帯については課税要件を廃止し、調達方法を購入方式からレンタル化することにより経費の節減を図り、緊急通報装置の設置の拡充に努めてまいりました。

なお、高齢者世帯等の把握につきましては、毎年5月1日現在を基準とした高齢者保健福祉実態調査を民生委員さんをお願いしておりますが、この調査は山口県独自の調査でございまして、高齢者の生活実態等を調査し、その状況を把握するとともに、保健福祉サービスに対するニーズ等を把握し、分析することを目的といたしております。調査項目の中にはひとり暮らし高齢者の調査もありますので、民生委員さんは地域の独居高齢者の状況もよく把握されておられます。

こうしたことを通しまして、啓発普及へとつながり、申請していただいた方にはほぼ全員に設置をいたしている状況でございます。今後とも民生委員さん、友愛訪問員さん等への連携を強化し、高齢者の方が地域で安心して暮らせるよう設置の拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

平成15年度から利用しやすくなった旨のお話を聞きまして、大きく拡充していただいていることに感謝を申し上げます。

平成18年度の予算には331万7,000円、計上されておりますけれども、内訳を教えてくださいませんか。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 平成18年度予算の内訳ということでございますが、新規設置分として120台分を計上しております。また、現時点での設置台数は約

600台となっております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ことしの3月に発表された高齢者の保健福祉計画の中にはこのような数字が書かれておりました。18年度は680台、19年度が740台、20年は820台へという計画が盛り込まれておりました。少しずつ、少しずつという感じではございますけれども、実際、私が、いろいろな高齢者のひとり暮らしの方々をよって歩いているわけではございませんけれども、お会いした方々の中には、案外、そういった事業があるのは知らなかった、そういうふうな方もいらっしゃいました。先ほど壇上でも御紹介しました高齢者の方は、不安でしようがないから、家の中で子機を持って歩いていると、そういった方もいらっしゃったわけです。

先ほど部長の方からの御答弁にもありましたように、ペンダントタイプもございまして、あらゆるところに家の中であれば携帯もできる、そういったいいシステムがございまして、知らない方も実際にいらっしゃるわけですので、5月1日、実態調査を毎年していらっしゃるということではございましたけれども、より多くの方に目を向けていただいて、不安で夜も寝られない、そういった高齢者の方が一人でもなくなるように御配慮いただければと思います。ぜひとも働きかけの周知徹底を今後ともよろしくをお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりますけれども、高齢者の方々が住みなれた地域で、安心して、前向きに暮らしていけるまちづくりに、これ、しっかり我が防府市においても取り組んでいただきたい。日常的な地域の見守り、声かけのネットワークがさまざまな形で構築をされていくことが一番だと考えております。今後とも前向きな展開をよろしくお願いしたいと思います。

以上ですべての項の質問は終わります。ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 以上で、4番議員の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 次は、24番、山下議員。

〔24番 山下 和明君 登壇〕

24番（山下 和明君） お疲れのところではございますが、最後の登壇者でございます。少々お時間、よろしくお願いを申し上げます。それでは、通告の順に従いまして、質問させていただきます。

初めに、障害者自立支援法の施行に伴う地域生活支援事業の日常生活用具の利用につい

てお尋ねをいたします。

障害者が地域で安心して生活できるサービスの基盤整備を目指す障害者自立支援法が本年4月に施行されたところであります。同法はどこでも、だれでも必要なサービスを公平に利用できるよう障害者福祉施策をほぼ半世紀ぶりに抜本改革するもので、現行の身体、知的、精神の3障害で縦割り状態にある障害者福祉施策を一元化することで、支援制度の対象にすらなっていなかった精神障害の福祉を他の障害者と同等に引き上げ、障害者福祉サービス全体を底上げすることで、障害者福祉サービスの充実度に大きな格差があるという地域間格差の解決にもつながってまいります。

また、すべての都道府県、市町村に障害者福祉計画の策定を義務づけるとともに、規制緩和を大胆に実施し、小規模自治体でもサービスを開始できる環境を整備することとなります。さらに、安定的な財政基盤の確立に向け国の財政責任を明確化し、費用の2分の1は国が責任を持つ。当初予算で不足すれば、補正を組んででも確保しなければなりません。あわせて利用者にも応分の負担をお願いし、より多くの障害者にサービスが行き渡るよう増大する費用を皆で支え合い、障害者みずからが選択、契約し、利用したサービスについては最大1割を限度として負担し、残りを公費、つまり国民全体で支える形となりました。しかし、制度が大幅に変わるため障害者等の不安も大きいようであります。

同法による新制度に移行の時期だけに細部の詰め作業も進んでいることと存じますが、同法の目的に反してサービスの水準が低下したり、制度変更のはざまに苦しむ人が出ることのないよう細心の注意をお願いするところであります。

従来から障害者福祉サービスの中でも利用者の多い補装具と日常生活用具の給付の中で、重度障害者日常生活用具の給付事業については、精神障害も含まれた新しい制度として本年10月から地域生活支援事業の補装具、日常生活用具の給付制度に移行し、実施となります。同制度へ移行する期間まで約3カ月、日常生活用具の給付取扱一覧表の作成については進んでいるのかどうか、お伺いをいたします。

2点目は、従来の重度障害者日常生活用具の給付事業の中では、視覚障害者へのパソコン、ソフト等の情報化に対応したパソコン、ソフト等の給付については対象から外れていましたが、県が実施主体である障害者情報バリアフリー化支援事業によって、情報周辺機器やソフト等の購入に要する経費の一部を助成することで、視覚障害者への給付事業がある程度カバーされておりました。しかし、本年度では同事業に予算はついておりません。障害者自立支援法への移行を考えてのことかもしれませんが、視覚障害者等の方にとっては、制度変更で困惑されておられます。

そこで、視覚障害者用の点字プリンタ、点字ディスプレイ、画面音声化ソフト、音声入

カソフト、画面拡大ソフト、点字編集ソフト等の購入費の助成を同法による日常生活用具の制度に加えることを望んでいますが、それとも別のメニューで対応していくのか、現在の判断状況はどうか、お伺いいたします。

次は、小・中学校における学校選択制の実施に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

市町村教育委員会は、就学予定者の保護者に入学期日を通知する際、それぞれの市町村が設置する小学校または中学校が2校以上ある場合は、就学予定者が就学すべき小学校または中学校を指定することとされています。その際、学校の指定が恣意的に行われたり、いたずらに不公平感を与えたりすることのないよう、あらかじめ地域の実情や地理的条件を踏まえて各学校に通学区域を指定し、これに基づいて就学すべき学校を指定することが一般的です。

近年、市町村教育委員会の中には、いわゆる学校選択制として、保護者の選択により就学すべき学校の指定をする取り組みも見られるところであります。こうした取り組みを行うかどうかは、あくまでも市町村教育委員会の判断ですが、文部科学省としては、地域の実情や保護者の意向を十分配慮しつつ、児童生徒の具体的な事情に応じた就学校の指定が行われるよう促しています。

学校選択制の実施状況は、平成16年11月現在で小学校8.8%、中学校11.1%の自治体で導入されており、各市町村教育委員会での創意工夫が見られるようになってきました。また、平成18年、本年3月30日付で各教育委員会に対し、文部科学省初等中等教育局長より学校教育法施行規則の一部を改正する省令等及び学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取り扱いについて通知がされていることも御承知のことです。

保護者や子どもによる学校選択制を認める基準については、現行の学校教育施行令第8条にて相当な理由があるときと定めているだけで、具体的な判断は市町村などの自治体に任されていますが、このたびの保護者や子どもが就学する小・中学校を選ぶ学校選択制を拡充する通達からすると、部活動等なども理由として認められ、緩和されて、早ければ2007年度の入学時から対応が可能となるようですが、防府市ではどのように学校選択制の導入について検討し、取り組みをしていこうとされておられるのか、御所見をお伺いいたします。

また、今までに学校選択制を認めておられた事例があれば、どういった内容なのか、件数はどの程度あるのか、あわせてお伺いいたします。

次は、道路維持管理費の拡充についてであります。

道路行政の目的は、道路整備と機能の円滑を図り、生活の利便性に貢献をしていくという重要な分野であります。公道においての舗装整備率は100%に近い水準にありますが、しかし、場所によっては上水、下水道の整備やたび重なる補修の結果、路肩部分が勾配となったり、道路は一応舗装されているものの簡易舗装のせいか、ところどころに穴があいたり、道路の沈下が進んで側溝まで壊れ始めているところや、幅員が狭く側溝がオープンとなっているため、自転車や歩行者にとって危険な箇所等もあり、その対応を求めて住民から市に対し、陳情、要望される件数もここ近年増えているような気がいたします。

また、県道、市道の歩道部分においては旧態依然の形態で、路面と路肩が荒れて段差がひどいところでは、自転車走行中にハンドルをとられそうで、夜間通行の危険性が大きく、また、歩行者にとっても著しく支障を及ぼしている形態に対して、安全性の確保を求めた整備要求もあろうかと存じます。このことについては当局も十分承知のことで、安心して通行できるよう整備改善を図っておられることも存じております。

しかし、ここ数年、そうした住民からの要望に対して道路維持管理整備等が追いつかない状況があるのではないのでしょうか。住民から道路事情が悪い、陳情して何年も経過しているが、いつごろまで待てばよいのかといった苦情が寄せられます。時代はハートビル法や交通バリアフリー法により高齢者や障害者、そしてだれもが暮らしやすい社会環境が整備推進されることも考慮して、最大の移動手段として重要な役割を果たしている道路であります。安全性の確保を維持推進するために道路維持費の予算を拡充して、市民からの陳情、要望に対応すべきで、例えば増額補正を組んで陳情がされて数年が経過しているものから早期整備、改善に取り組むことができないものか、御所見をお伺いいたします。

以上で、壇上にての質問は終わります。

議長（久保 玄爾君） 24番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは障害者福祉についてと、道路行政についての御質問にお答えをいたします。

1点目の御質問のうち、まず地域生活支援事業である日常生活用具の利用一覧作成についてでございますが、10月から実施される事業の日常生活用具の品目につきましては、国において身体、知的、精神の3障害を含めた案を示しておりますが、給付事業の明確な内容はいまだ示されておりません。国から確定された内容が示され次第、対象品目についてお示ししたいと考えております。

次に、視覚障害者用の情報周辺の機器、ソフト等の購入に要する支援についてでございますが、これにつきましては、10月から再編されます地域生活支援事業の日常生活用具

給付事業の種目に国が案として示しておりますので、この日常生活用具給付事業で実施できるものと考えております。

次に、道路行政についての御質問にお答えいたします。

道路は、申すまでもなく、日常生活及び産業活動並びに防災上において重要な役割を担っております。現在、市といたしましては、道路パトロールの実施や市職員の自宅付近及び通勤道路で、舗装等の危険な箇所を見つけた場合には、直ちに連絡するよう指示をしておりますし、また、地区懇談会あるいは市民の皆様及び郵便局の御協力により通報をいただいて、可能な限り迅速な対応に努めているところでございます。

道路維持費の増額補正を組んででも早期に対応してほしいということですが、市民生活に直結する道路予算は前年度より増額いたしております、維持補修及び改良に努めているところでございます。また、地域の皆様より多くの陳情、要望が出されておりますが、その中には軽微な維持補修工事のものから地権者の御了解や多額な費用等年数を要する建設改良工事などもございます。

市としては、市内全体の道路行政の観点から、公平性を欠かぬよう順次整備、改善をしたいと存じますので、御理解、御協力をお願いいたします。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 地域生活支援事業である日常生活用具の利用一覧作成について、今御答弁ありましたとおり、国からの給付内容がまだ示されていないという御回答で、県が作り出したこの障害者自立支援法のこういったパンフレットも関係者にはもう配布されておるわけでありまして、この件につきましても、平成18年10月からと、しっかりその実施期日が記入されているわけでありまして、残りあと3カ月、しかも、いまだ国から、また県からの内容が示されていないということであれば不安になるわけです。この一覧表がなければ公平性、平等性、そう市長さんが言われるとおり、こういったものが揺らぐわけでありまして、そうしたものがきゅうきゅうになって作成できるものなのかどうなのか、国についてもやはり各市町村の独自性といいたししょうか、そうしたものも取り入れるようにという指示も出ておろうかと思うんですが、そういったところまでいけば考慮して作成しようと思えば、この10月1日までに間に合うのかどうなのか、その辺についてもう少し具体的な御回答をいただけたらと思います。

議長（久保 玄爾君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 議員さんがおっしゃいましたとおりで、国の方から全然情報が入ってきておりません。現場におきましても、皆さんに周知を図るという時間等

が必要になりますので、現場においても大変困惑をしておる状況でございます。したがって、国からきちっとした情報が提示され次第、我々としては全力を挙げて皆さんに周知等努力をしたいというふうに考えております。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 実施までの期間が短い中での詳細にわたる作業を取り組んでいかなければならないということで、担当者は大変でしょうけれども、どうかやはりこれは一番多い分野でもあろうかと思っておりますので、御承知のように、今回のこの制度の改正におきましても、要するにこの障害者自立支援法の市町村の役割で、大きく分けて自立支援給付と地域生活支援事業と、こう大きく分かれるわけです。この地域生活支援事業のいわば核たるものなわけでありますので、その点についてもぬかりのないように対応をお願いしたいと思います。

もう一点の視覚障害者の方々の対応としてということで、御答弁におきましては、実施できるというか、いわば昨年まで実施しておりました障害者情報バリアフリー化支援事業というものを先ほど壇上で申しましたけれども、これに近いものが新しい制度の日常生活用具給付の中で対応が可能なのではなからうかと、これもまだはっきりしているわけではありません。先ほどのことが不明確なわけでありますので、どうかこういった障害者の方々の声を反映されたいなというふうに思いますので、最大限の努力をお願いして、この項については終わります。

次に、道路維持管理費の拡充について何点が質問させていただきたいと思いますが、道路維持費の対応につきましては、答弁でもございましたが、いわば道路のパトロールとか職員が気をつけて市道のそうした状況を把握しておられるとか、また、郵便局にもお願いをされておるとかということで、あらゆる面で道路維持管理にはその辺の情報はキャッチしておられるとは思いますが、このいわば道路維持及び管理等で住民から受けた陳情がどの程度の件数に上っているのかお伺いをしたいと思います。

それと、予算化しなければならない陳情の中で、さかのぼって遠いところではいつごろ受け付けた陳情なのか、この2点についてお伺いをしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 陳情、要望の箇所につきましては、平成元年から平成17年度末まで陳情、要望総数は1,084件でございます。そのうち、改良済みは751件であり、陳情処理率は約7割でございます。未着手は調査・協議中を含め333件で、その中で一番古い要望は平成元年からは消化しておりますが、平成8年度でございます。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） ちょっとよく聞き取りにくかったんですが、もう一度ちょっとわかりやすくお願いできませんか。いわば道路維持及び改良を必要とするような道路課に出た陳情ですね、正式に受け付けた。やりますよと、それでかなり積み残しがあるかと思うんです。要するにどの程度件数が残っているのかということで、平成元年から1,084件、約1,000件残っているというふうに認識していいんでしょうか。

それと、要するに陳情を受けた中で、遠いところでは平成8年度からのものと、このように解釈していいんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 平成元年から平成7年度までは処理済みでございまして、一番古いのが、残っているのが平成8年度でございます。

先ほどの未着手の部分につきましては、地権者の方のコンセンサスを得られないとか、地元調整、調査・協議中という形のものも含めましての件数を申し上げました。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 例えば今、平成8年度からのものが住民から出た陳情が積み残されているわけでありまして、それを対応していこうといけば、どの程度の財源が必要なのか。当然件数なり、その辺のことを整理していらっしゃるんでしょから、どの程度の財源が必要なのかということも計算されておられると思いますので、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） まだ未着手部分でございますから、正確な数字はちょっと難しいんですが、総額約5億円程度かかろうかと試算しております。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 平成8年度からの残りの、いわば今年度にいる陳情が上がったものに対して一気にというか、処理をしていくには5億円程度の予算が必要であるということでもあります。

先ほど、壇上でも今年度は土木費の道路維持費ですが、費目で上がった予算を見ましても、17年、18年度の差額が約3,300万円、プラス予算になっているわけでありまして、18年度では1億9,700万円何がしの金額ということで、17年度より18年度は予算が増えておりますが、しかし、平成14年度の数字をいただきましたら、1億

8,300万円の道路維持費の予算がついているわけでありまして、そういった、ここ5年の数字からしても、3,300万円、昨年度より上がったといっても、そんな5億円程度というふうに先ほどお話がありましたけれども、足りない予算ではなかろうかなというふうな感じがするわけでありまして。

これは私だけではないと思いますけれども、私どもが住民の方から要望のあったものを同意をいただいて陳情しておりますけれども、長いもので平成12年から14年に提出したものが中間報告もない、何ら対応されていないといったものが結構あるんです。先ほど壇上でも申しましたような、そうした苦情になって返ってくるわけでありまして。

住民から受けた正式な陳情に対しましては、長くても3年程度以内に処理をしていくというか、そうした予算規模というか、そうしたものを実施できるように配慮していくことが私は必要だと考えるんですけれども、この3年程度以内に対応していくというのが正常なあり方かどうなのかわかりませんが、この点について提案になりますけれども、どうでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木都市建設部長。

土木都市建設部長（金子 正幸君） 3年以内にやりたい気持ちは持っておるんですが、どうしても今の陳情の積み残しの中で、緊急度の高いものからずっと順次整備を行っていきたいと考えております。御要望におこたえできない箇所もございますが、御理解を賜りたいと思います。

ちょっとお答えになっていないようなんですけれども、ちょっと予算的なものもありますので、その辺、御理解賜りたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 3年程度以内、三、四年が私は正常な待てる範囲かなというふうに感じるんです。6年も7年も待って、要するに世代が変わりそうなくらい待って、何ら対応が、中間報告もない中で、その関係者にとっては非常に信頼を市に向けられたものが失われるのではないかなというふうな気がするわけでありまして。

市長さん、ちょっとお尋ねいたしますけれども、ルルサス防府、防府駅てんじんぐち市街地再開発事業関連事業において、これは組合施行、設立に入った平成14年度以降のことですけれども、この関係に出ていった事業費の総額が約85億、そのうち市の負担額が34億円に上っているわけでありまして、基金におきまして、平成15年度では基金の積立額が6億円、平成16年度では8億1,000万円、昨日、財務部長に聞きましたら、17年度では、いわば直近ですか、財調、減債合わせて約50億円を超える額にもなっているわけでありまして、基金への積み立てを増やすだけが健全な行政のあり方だとは思え

ないわけでありまして、市長は市民が主役であると言われる。そこに視点を置いて周辺地域の声にも耳を傾けて、住民の最大の移動手段の道路というものは基盤でありますので、道路施策にまずそういう基金だけではなくて、そうした道路施策に当てることを優先すべきだと考えるわけでありましてけれども、先ほど壇上でも申しましたが、補正で気の長いもの等について、また来年度、再来年度2カ年で一気にその積み残しを解決していくと、そうした手段ということはできないものかお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私にということでございますので、総論的なことになろうかと思いますが、申し上げたいと思います。

地区懇談会というのがございまして、これは地元の自治会長さん方がどの案件を我々に提示するか事前に調査をされて、そして、自治会長さんごとの中で優先順位をおおむね決められて、そして、我々に御提示される、そういう懇談会をほぼ毎年1回持たせていただいております。そこに御出席の議員さんもおられますし、御欠席の方も中にはあるうかと思うんですけれども、その中でのやり取りをお聞きいただいておりますと、まさに一問一答みたいな感じで、一昨日の答弁でしたでしょうか、議会形式みたいな感じでさせていただいております。

私が承知する限りにおいて、この8年間、私が出向かせていただいた地区懇談会において生じてきた案件の中で、地区の事情によって、要するにそのエリア内の地区住民の方々の了解が真に得られていなかったというような場合には、これはもう手をつけることができませぬけれども、そうでないような状況の中で、地区懇談会で上がってきている事柄については、かなり優先順位が高いものになっているのではないかと、このように思っております。

また、自治会の単独で要望が上がってくる場合もございますし、あるいは議員さん方を通じて上がってくる場合もあろうかと思っております。そのような場合も含めまして、防府市内全域をバランスよく、一地域だけに重点的な形で行くことなく、どの地域にも満遍なく毎年の予算割の中で配慮していくということになろうかと思っておりますが、前段議員が御指摘の駅周辺への集中投資問題については、これは私が就任する前からの懸案事項として引き続いてきたものでございまして、区画整理事業、あるいは再開発事業を含めて、極めて短期間にやり上げるべく、遅延することなく進めてきております。平成21年には区画整理事業も一段落というか、完了いたすことになっておりますので、積み残されている諸案件についてスピードアップを図っていくことが可能であり、また、重点を置いてやらなくてはならないことであると、そのように思っております。

それから、もちろんこれから単独市政を貫いてまいる中にありまして、大型事業、市民生活に欠かすことのできないごみの焼却場とか、あるいは御要望の強いスポーツセンターとか、そのほかにもいろいろな事柄が想起されるわけでございますが、そういう大型の工事に耐え得るだけの体力をつけておかななくてはならないということで、一生懸命行政改革を進めながら、お金を少しでも儉約して使うということに苦心の8年を過ごしてきたわけでございまして、その結果が約60億円の借金の減少と、そして約15億円の貯金の増加という形になってきているわけで、いよいよこれからいろいろな事柄に着手できるところに来たと、このように私なりに思っております。

したがいまして、これからの4年間にいま一度原点に立ち返りまして、市民生活に直結した要望の強い事柄、特に道路の問題、特に安心・安全の確保ということには重点を置いた予算措置をとっていきたいと思っておりますし、その一つのあらわれがこの平成18年度における道路改良維持に関する大幅な増額予算にあらわれていると、このように私は認識をいたしております。これからも十二分にそのあたりを勘案しながら対応に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 私が感じるのところでは、整備を要する路線というものが時期的にここ数年、増えてきたような気がしております。先ほど壇上でも申しましたが、下水道工事がどんどん進む、当然面的整備が進めば舗装もたび重なる工事によって、もうあばら骨の上を走るような状態のところも実際あるわけでありまして、その工事もされておられるわけでありまして、先ほどそうしたことを何とか市道の管理者として要望、陳情が上がるわけでありまして、その積み残しが約5億程度かかると。それを一気に5億やるというのではなくて、1億9,000万円、約2億円とすれば2億5,000万円程度ぐらい、2カ年ぐらいで組んで、先ほど申しました、提案しましたけれども、三、四年で、待っていただいてもその程度だと。もう10年以上待つていただくようなことがあってはならないと思います。これはやはり平等性、公平性というか、市長が訴えていらっしゃることにもつながっていくのではないかなというふうに私は思うのでありまして、その辺も考慮していただきたいと思います。

この項については以上で終わります。

議長（久保 玄爾君） それでは、次は学校教育について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） まず、小・中学校における学校選択制度についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘の学校選択制につきましては、平成9年1月27日に当時の文部省から、各市町村教育委員会において、地域の実情に応じ、保護者の意向に十分配慮した多様な工夫を行うことができるよう「通学区域制度の弾力的な運用について」という通知がありました。本市教育委員会といたしましては、この通知以前から、特別に教育的配慮の必要な案件につきましては区域外就学を許可しておりましたが、本市の実情にかんがみ、「茜島シーサイドスクール事業」を実施するなど、防府市立小・中学校学区外就学取扱要領を一部改正し、一層弾力的な運用に努めてまいりました。

また、議員もお示しになりましたが、文部科学省初等中等教育局長からの「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等及び学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取り扱いについて」の通知がこの3月末に出され、この中で市町村教育委員会が就学校を指定する通知において、その指定の変更についての保護者の申し立てができる旨を示すこととされております。これに伴いまして、本市教育委員会といたしましても、就学校を指定する通知において、指定の変更についての保護者の申し立てができる旨を示すことといたしております。

本来、就学校の指定は恣意的に行われたり、いたずらに不公平感を与えたりすることがないようにするためにあらかじめ通学区域を設定し、それに基づいて指定を行っております。制度の運用方策につきましては、文部科学省からの通知文にもありますが、「各市町村教育委員会が就学校の変更を相当と認める具体的な事由については、地域の実情等に応じ、適切に判断すべきものであること」としてあります。

したがって、本市教育委員会といたしましては、その方法や効果、問題点等について、またその是非について児童・生徒や保護者を含む地域住民の意向を十分踏まえつつ、学校や関係機関等と十分検討して学校選択制にかかる基準を定めていく必要があると考えております。

次に、議員御質問の学校選択制を認めている事例及び件数についてお答えいたします。

現在までに許可しておりますものが2種類ありまして、1点目は児童・生徒が属する学区の学校に就学することが困難と認められるとき、2点目は茜島シーサイドスクール事業の対象となったときでございます。

まず、前段の1点目につきましては、小学校3年生までについて、保護者の仕事の関係から祖父母の家や保護者の経営している店からの登下校が妥当な場合や不登校や集団不適應、いじめ等に伴う学校指定の変更等、児童・生徒の基本的な生活習慣の確保及び安全面、就学改善等を考慮した場合でございます。

2点目につきましては、「茜島シーサイドスクール事業」に伴う就学でございますが、

これについては市内通学区域の指定をしておりません。

最後に、これらに係る今年度の件数について申し上げますと、小・中合わせて42件でございます。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 学校選択制の導入についてであります。先ほど教育長が壇上でも文科省の通知について御説明、ありました。今、お手元に準備しておられるかと思いますが、この中から何点か確認させていただきたいと思っております。

この「学校教育法施行令規則の一部を改正する省令等及び学校教育法施行令第8条に基づく就学校の変更の取り扱いについて」という通知で、今回の改正はということで、「1、市町村の教育委員会は就学校の指定にかかる通知において、この指定の変更について保護者の申し立てができる旨を示すものとする」ということで、「これらの改正の趣旨、内容、留意点及び就学校の変更の取り扱いについては下記の通りですので、十分御了知いただくよう 悟ってくださいという意味です、いただくようお願いをいたします。また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校より域内の市町村に各都道府県知事等におかれては、所管の学校及び学校法人に対して、このことを十分周知されるようお願いいたします」ということで、まず1点は、学校への周知はされているのかどうか、お伺いします。

記として、「就学校の指定にかかる通知関係及び就学校の変更の取り扱いについて」ということで、1として「改正の趣旨、学校教育法施行令第8条にて市町村の教育委員会は、就学校の指定を行う場合において、相当と認めるときは」、私はこれは部活動等の理由が相当と認められるというふうに読み取っておるんですけども、「保護者の申し立てにより指定した就学校を変更することができる」とされているが、この制度が保護者に対し、確実に周知され、その適切な活用が一層進むよう市町村の教育委員会が就学校の指定にかかる通知において、その指定の変更についての保護者の申し立てができる旨を示すものとする」ということで、保護者に対して周知というところにおいてはどうか。

今回の改正及び就学校の変更の取り扱いに係る留意事項、気をつけなければいけない部分ということで、(3)にこういった文言が出てきます。「就学校を変更する場合としては、例えばいじめへの対応、通学の利便性、部活動等学校独自の活動を理由とする場合が考えられるが、市町村の教育委員会が就学校の変更を相当と認める具体的な事由については、別途送付している公立中学校、小学校における学校選択制等についての事例集等も参考にしつつ、各教育委員会において地域の実情に応じ、適切に判断すべきものであるこ

とということで、実情に応じて適切に判断」、就学校を変更する場合、私はこの「適切な判断」というものにこの部活動の理由というものがここで認められている、ちょっと無理があるのかもしれませんがけれども、このように私は受け取るんですけども、この点についての判断はいかななものか、3点について教育長にお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 学校教育法施行規則の改正に伴いまして、平成9年のものと比べてみると、かなりのところが違ってきています。今、議員御指摘のところが大きな関心事でございますが、まず、学校の方につきまして、あるいは保護者につきましては、次の学年が始まる前の2カ月までに、だから、4月1日に始まりますので2月の初めには学校、あるいは保護者には伝えるわけですが、入学期日通知書というものを届けます。その中に今までも留意事項が書いてあるんですけども、このたびは指定の変更について保護者の申し立てができますということが一筆入ってくると思います。したがって、学校並びに保護者にはこの情報が的確に伝わっているはずでございます。

それから次に、留意事項のところでありましたいじめへの対応とか通学の利便性、これは平成9年もありましたが、このたび「部活動等学校独自の活動等を理由にする場合が考えられる」という、この文言が新しく入ってきたんですが、この文章の最後を見たときに、地域の実情等に応じ適切にというのは、全国一律にやるのではありませんよと。例えば東京とか大阪とか名古屋とか、大変に人口も多いし、子どもも多い、そして、交通機関が非常に発達しているところとそうでないところは当然地域の実情が違うわけですから、今住んでいるところから他のところに区域外の就学をするにしても、交通の便から始めてちょっと問題があるわけですから、この辺が私たちは地域の実情に応じて教育委員会が適切に判断するというふうに読ませていただきました。

なお、その前に御紹介がありました公立小・中学校における学校選択制等についての事例集、これもいただいております、今ここにコピーがあるわけですが、何集も出てきています。けさもらった、また文科省より来た文書の、県教委を通してきたものは、これは今、これまではこれを参考にして一つの事例であるというふうに述べてありましたが、きょうの場合は事例でなくて事由であると。ここに述べてあるのは一つの区域外就学の事由になるんだというふうに読んでいただきたいという強い調子の文章が来ています。

この中で1個、高知県の高知市が部活動絡みで通学区域の変更を認めているわけですが、これを読むときに一番気になるのが、現状も防府市で通学区域の変更を求めてくる中で一番難題は部活絡みなんです。この説得で学校教育課の担当者はもう何時間という時間を使いながら、とうとう最後にはわかってもらうこともありますが、なかなかわかっていただ

けなくて、その後地域住民から、あの子はなぜここに住んでいながら、あちらに通っているのかという不平が入ってくるようなケースもあります。ですから今、この高知県の例を見たときに、なるほど、こういうふうな基準というものを設けておかないと、この部活絡みのところは大混乱を起こすということになります。これ、ちょっと時間をいただいでいでしょうかね。

では簡単に。まずは小学校から中学校に行くときに、小でやっておった部活動が中にないような場合、まずこれが一つの候補に挙がるということ。それから、部活の成績、非常にいい選手であるとか何とか、これはもう評価の観点ではないということ。それから、得てして顧問を求めていくケースがあるんですが、顧問の保証はしませんよと、あなたが入られてもすぐその人がかわるかもわかりませんよと、そういうふうな条件がついているんです。だから、本市がもしやるにしても、ある学校に特定の先生がいらっしゃるから、それを求めていくということになるようなケースが多分にあると思いますので、そういったことは一切保証がありません。来年は変わるかもわかりませんよというふうなことまではっきりと明記していく必要があります。

それから、市内のある学校では、非常に人数が少ないんですが、1名だけ、人数が少ないものですから、野球だけを全員がやっているんですけれども、それができない子がおるんです。その1名の子どもが今何をやっているかという、女子のバスケットに入っておるんです。3年生になりますと、やっぱり触れ合いますので、違った面のまた心配がありますが、こういった子こそ区域就学をして、自分のやりたい部があるところによっていく、それも隣接のところによっていくというぐらいの辺で、まだまだ今から吟味していかなければいけない問題がいっぱいありますので、この部活絡みのところが一番大きな課題ではないかと思っています。

議長（久保 玄爾君） 24番。

24番（山下 和明君） 今お話しされた実態、この件については非常にお悩みのところもあるでしょうし、これは今始まった問題ではなくて、過去からずっと引きずっておられる問題でありまして、今回、文科省におきましては、こういった形の、要するに水面下にあったものを水面上に出して門を開いた、扉をあけたということでありまして、これから審議会なり懇話会なり協議会なり、この件についてどういうふうに防府市として取り組みを重ねて、将来はスポーツを通じて健全な子どもを育てていこうと、そういうやっぱり考え方を伸ばしていくというものが非常に私はいいいことだというふうに感じておるわけでありましてけれども、先ほど言われたように、いろいろ調べてみましたら、いわばこういう学校選択制を導入しているところにおいてもメリットばかりではありません。メリット、

デメリットもどうもあるようであります。

いろいろ調べてみましたら、学校選択制についてもいろいろな選択制を設けております。要するに地域でのブロック制とか、大きく、どこに行ってもいいという自由制とか、それとか近隣区域を定めた選択制もどうもあるようでありますので、防府市にはどれがふさわしいのかわかりませんが、そのあたりも検討していただいて、前向きな検討をお願いしたいと私は思っております。どちらにしろ、早い時期に審議会等を設置されて、お願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、24番議員の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は7月14日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におかれましては、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

午後 2時49分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年7月5日

防府市議会議長 久保 玄 爾

防府市議会議員 山 下 和 明

防府市議会議員 馬 野 昭 彦